

資料1-1 第3次島本町障害者計画（平成30年度～令和5年度）の進捗状況

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（見込）	実施状況まとめ（R30～R5年度）	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

【基本目標1】 思いやりと支えあいの地域社会をつくる

1. 障害者への理解

1-1-1 啓発・交流の充実

⇒第3次障害者計画冊子 P10

① 広報等による啓発活動の推進	●障害や障害者に関する住民の正しい理解と認識を深めるため、広報誌・ホームページ・ケーブルテレビ・冊子やリーフレット等の各種広報媒体を活用した啓発活動を展開します。	障害者福祉に関する啓発・事業紹介等を、広報誌・ホームページ・SNS・冊子等の各媒体を通じて実施	障害者福祉に関する啓発・事業紹介等を、広報誌・ホームページ・SNSの各媒体を通じて実施 *令和4年11月号「広報しまもと」に障害者事業所を特集記事で紹介。	障害者福祉に関する啓発・事業紹介等を、広報誌・ホームページ・SNS・冊子等の各媒体を通じて実施	実施 障害者週間や世界自閉症啓発デーなど、広報誌への掲載や、各種パンフレットの窓口設置など、各種媒体を活用した啓発活動を実施。また、各冊子等も随時更新を行うなど、継続的に障害者福祉に関する啓発や事業紹介などの啓発活動を実施している。	継続実施	福祉推進課
	●講演会や研修会、イベント等により、障害や障害者の理解を深めるための啓発を行います。	例年行っている下記事業①②は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。 ①中止＝障害者週間ふれあいバザール ②中止＝障害者差別解消法に関する福祉事業所職員・町職員向け研修会	①実施＝障害者週間ふれあいバザールを農林業祭・手作り市と同時開催 ②中止＝障害者差別解消法研修会	①障害者週間ふれあいバザールを開催する。 ②障害や障害者の理解を深めるための啓発を行います。	実施 H24年度から各事業所の授産製品等を販売する「障害者週間ふれあいバザール」を実施している。（当初はふれあいセンター、H29から水無瀬駅で実施）→R2-3年度はコロナ禍で中止。→R4年度は農林業祭・手作りコミュニティ市と同時開催して再開（史跡桜井駅跡公園）。 ②H29から障害者差別解消法について一般住民向けの研修会を実施。R元年度は福祉事業所職員及び町職員向けに研修会を実施。→R2～4年度はコロナ禍で中止。	コロナ後を見据え、中止・縮小していた講演・研修・イベント等を活性化するとともに、内容の見直しを検討する。	福祉推進課
② 障害者週間啓発事業の実施	●毎年12月の「障害者週間」に、関係団体・機関の参加のもと、街頭啓発やイベント等の啓発を行います。	例年行っている下記事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止している。 ①障害者週間パネル展 ②障害者週間作品展 ③障害者週間街頭キャンペーン ④障害者週間ふれあいバザール 町内にある障害児・者と家族のサークルの取り組みの紹介を、SNSやホームページを使って情報発信した。	障害者週間ふれあいバザールを農林業祭・手作り市と同時開催した。 例年行っている下記事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止している。 ・障害者週間パネル展 ・障害者週間街頭キャンペーン 町内の障害児・者が作製した絵画等を、SNSやホームページで紹介した。	障害者週間ふれあいバザールを開催する。 町内の障害児・者が作製した絵画等を、SNSやホームページで紹介する。	実施 ①②平成13年度から、障害者団体・事業所の活動を紹介する「障害者週間パネル展」（エイズ予防週間と共催）と、障害者が自ら制作した絵画・手芸等を展示する「障害者週間作品展」をふれあいセンターで実施。 ③JR島本駅、阪急水無瀬駅前での街頭キャンペーンについては、平成17年度から町内障害者事業所の製品（小物・クッキー等）を配布している。 ④平成24年度から、「障害者週間ふれあいバザール」を開催。 ※一部、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。	コロナ後を見据え、中止・縮小していた啓発活動やイベントを活性化するとともに、内容の見直しを検討する。	福祉推進課
③ 交流機会の充実	●イベントの開催や障害者施設の開放等により、障害のある人となない人の交流の場や機会の充実を図ります。	平成24年度から開催している、障害者週間ふれあいバザールは、コロナの影響で中止している。	平成24年度から開催している、障害者週間ふれあいバザールは、コロナの影響で中止していたが、令和4年度は農林業祭・手作りコミュニティ市と同時開催した。	障害者週間ふれあいバザールを開催する。	実施 ①福祉大会は廃止となったが、社会福祉協議会主催の「社協まつり」に福祉関係団体やボランティア、障害者、高齢者が参加し、各団体のPRや地域住民との交流、福祉意識の醸成を図った。 ②平成24年度から、「障害者週間ふれあいバザール」を開催している。 ※令和2・3年度はコロナの影響で中止。	今後もさまざまなイベント・事業を活用して交流機会の確保に努めるとともに、イベント等の見直しを行う。	福祉推進課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

1-1-(2) 福祉教育の推進

⇒第3次障害者計画冊子 P11

① 学校等での福祉教育の推進	●保育所(園)、幼稚園、小・中学校において、障害や障害者への理解や認識を深め、福祉意識を醸成するための教育・啓発活動に取り組めます。	令和3年7月7日にふれあいセンターケリヤホールにて小児脳神経内科医を講師に迎え実施。	保育所保育士の資質の向上を図るため、障害児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施した。	保育所保育士の資質の向上を図るため、障害児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施予定。	実施	保育所保育士の資質の向上を図るため、障害児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施した。	町内民間園の保育士についても研修対象とし、継続実施。	子育て支援課
		幼稚園、小・中学校において、障害者に対する理解を深める教育・啓発を実施。	幼稚園、小・中学校において、障害者に対する理解を深める教育・啓発を実施。	幼稚園、小・中学校において、障害者に対する理解を深める教育・啓発を実施している。(令和5年7月末時点)	実施	幼稚園、小・中学校において、人権の視点に立って障害児(者)に対する理解を深めるための取組を教育課程に位置付けた。	小・中学校における福祉体験学習等の充実にも努め、福祉教育の推進を図る。	教育推進課
② 町職員に対する研修の実施	●町職員に対し、人権を尊重し、障害や障害者に関する正しい知識や、窓口やサービスにおける合理的配慮の提供等の適切な対応を身につけるための研修を行います。	令和3年10月、町新規採用職員及び新任管理職への人権研修の中で、「障害者差別解消法」について説明した。	令和4年4月、町新規採用職員及び新任管理職への人権研修の中で、「障害者差別解消法」について説明した。	町新規採用職員及び新任管理職への人権研修で、「障害者差別解消法」について説明を行う。	実施	町新規採用及び新任管理職職員に対し、「障害者差別解消法」について研修を実施した。	職員対応要領に基づく啓発・研修に努める。	人権文化センター
		●大阪府等が実施する障害者福祉に関する各種研修を受講し、福祉担当職員の資質の向上を図ります。	大阪府等が開催する障害者福祉に関する研修・講座に積極的に参加し、知識・能力の向上を図った。	大阪府等が開催する障害者福祉に関する研修・講座に積極的に参加し、知識・能力の向上を図った。	大阪府等が開催する障害者福祉に関する研修・講座に積極的に参加し、知識・能力の向上を図る。	実施	大阪府等が開催する研修や講座などの参加し、障害者福祉担当職員の技術・知識の向上を図った。	継続実施
③ 教職員に対する研修の実施	●すべての教職員が障害児の教育に関する理解を深めるよう努めます。 ●障害児の指導に関わる教職員の資質の向上を図ります。	島本町支援教育研究協議会において「個別の指導計画」についての研修、島本町支援教育コーディネーター連絡会において、校内支援委員会の運営や子どもの理解共有の在り方について研修を行った。	島本町支援教育研究協議会において「発達障がいの特理解」についての研修、島本町支援教育コーディネーター連絡会において、各校における子ども1人1人への理解と支援の在り方について研修を行った。	島本町支援教育研究協議会において「発達障がいの特理解と配慮」についての研修、島本町夏季教育セミナーにおいて「困り感を抱えている子どもが笑顔になるために」及び「特別支援教育の今後の展開と課題」について研修を実施した。(令和5年7月末時点)	実施	教職員を対象に、障害者等に対する正しい理解と適切な対応の修得と人権尊重の意識高揚を目的とした研修会を実施した。	島本町支援教育研究協議会と連携した教職員研修の充実を図る。	教育推進課

2. 権利擁護

1-2-(1) 差別解消・権利擁護の推進

⇒第3次障害者計画冊子 P12

① 障害者差別解消への取組の推進	●障害を理由とした差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、地域住民や企業・団体等への周知・啓発に努めます。 ●関係機関と連携し、障害を理由とする差別に関する情報の収集や共有、相談への適切な対応、課題解決に向けた検討や調整を行うなど、差別を解消するための体制整備や取組を進めます。	障害を理由とした差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、地域住民や企業・団体等へのHP、広報により周知・啓発に努めた。 ①障害者差別解消法に関する、福祉事業所職員及び町職員向け研修会を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。 ②障害者差別に関する相談 0件	障害を理由とした差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、地域住民や企業・団体等へのHP、広報により周知・啓発に努めた。 ①障害者差別解消法に関する、福祉事業所職員及び町職員向け研修会を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。 ②障害者差別に関する相談 0件	障害を理由とした差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、地域住民や企業・団体等へのHP、広報により周知・啓発に努めた。 ②障害者差別に関する相談 0件 (令和5年8月末時点)	実施	障害を理由とした差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、地域住民や企業・団体等へのHP、広報により周知・啓発に努めた。 平成29年度から障害者差別解消法についての一般住民向けの研修会を実施。令和元年度においても福祉事業所職員及び町職員向け研修会を実施。 ※令和2～4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止している。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から研修においては中止している状況を踏まえ、具体的情報の収集や共有、対応方法についてどのように具体化していくか検討する。	福祉推進課
② 日常生活自立支援事業の活用	●社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業(みまもーる)」により、知的障害者・精神障害者・認知症高齢者等のうち判断能力が十分でない人が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、金銭管理の支援、福祉サービスの利用援助等を行います。	社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業(みまもーる)」への補助を実施。利用者31人、相談678件・訪問342件	社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業(みまもーる)」への補助を実施。利用者32人、相談605件・訪問713件	社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業(みまもーる)」への補助を実施。利用者29人、相談288件・訪問257件(令和5年8月末時点)	実施	社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業(みまもーる)」への補助を実施。同事業は、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活がおくれるよう、利用者との契約に基づき、金銭管理の支援、福祉サービスの利用援助などを実施。	継続実施	福祉推進課
③ 成年後見制度の利用支援	●申立ての支援や後見人等の報酬助成により、知的障害者・精神障害者・認知症高齢者等のうち判断能力が十分でない人の成年後見制度利用を支援します。 ●成年後見制度の啓発を行うとともに、「法人後見」や「市民後見人」の活用等、成年後見制度を利用しやすくするための体制整備について検討します。	利用者(障害者) 申立て 2名 報酬助成 2名 利用者(高齢者) 申立て 2名 報酬助成 1名	【福祉推進課】 利用者(障害者) 申立て 0名 報酬助成 1名 【高齢介護課】 利用者(高齢者) 申立て 0名 報酬助成 1名	<R5年9月末時点> 【福祉推進課】 利用者(障害者) 申立て 1名 報酬助成 1名 【高齢介護課】 利用者(高齢者) 申立て 0名 報酬助成 0名	実施	成年後見制度利用支援事業を実施し、親族のいない障害者等の「町長申立て」、低所得の町長申立対象者への「後見人報酬助成」を実施している。	成年後見制度利用支援事業は継続実施。成年後見制度に関する啓発や体制整備については、今後、関係部局と連携しながら検討を進める。	福祉推進課 高齢介護課
④ 障害者虐待防止対策の推進	●虐待の防止・早期発見・早期対応を図るための体制整備を進め、相談・通報への対応、調査・指導等を適切に行います。 ●虐待防止のための啓発や研修を行います。	①相談・通報件数5件 ②サービス冊子、パンフレットによる啓発を実施	①相談・通報件数7件 ②サービス冊子、パンフレットによる啓発を実施	①相談・通報件数12件(令和5年8月末時点) ②サービス冊子、パンフレットによる啓発を実施	実施	①福祉推進課(基幹相談支援センター)において、虐待通報・相談への対応を行う「市町村障害者虐待防止センター」としての業務を実施。 ②ホームページ、サービス冊子においても虐待防止に係る啓発や相談・通報先の周知を行っている。	関係機関との連携を強め、適切かつ迅速な対応に努める。	福祉推進課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

3. 地域福祉

1-3-1 地域福祉のネットワークづくり

⇒第3次障害者計画冊子 P13

① 小地域ネットワーク活動の推進	●小学校区単位で、社会福祉協議会(地区福祉委員会)が主体となり、地域住民の参加と協力による小地域ネットワークを整備し、障害者や高齢者等に対する援助活動を推進します。	「小地域ネットワーク活動推進事業」に対する補助を実施。	「小地域ネットワーク活動推進事業」に対する補助を実施。	「小地域ネットワーク活動推進事業」に対する補助を実施。	実施 社会福祉協議会が実施する「小地域ネットワーク活動推進事業」に対する補助を実施した。	継続実施	福祉推進課
② 民生委員・児童委員との連携	●地域の障害者に対する相談・助言、見守り、関係機関へのつなぎ等を行う民生委員児童委員協議会の活動を支援し、障害者や家族と民生委員・児童委員の交流など、民生委員・児童委員と連携した取組を進めます。	民生委員児童委員との連携と活動支援を実施。 相談・支援832件 (内、障害者関係14件)	民生委員児童委員との連携と活動支援を実施。 相談・支援788件 (内、障害者関係22件)	民生委員児童委員との連携と活動支援を実施。 相談・支援213件 (内、障害者関係3件) (令和5年8月末時点)	実施 民生委員児童委員の活動を支援するとともに、連携を図り、地域の障害者に対する相談や支援の取組を促進した。	継続実施	福祉推進課
③ コミュニティソーシャルワーカーの配置	●コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、地域の障害者・高齢者・ひとり親家庭等への支援を行います。	CSW配置促進事業を実施(社会福祉協議会に委託)。 配置4人、個別相談支援278件、サービス利用申請支援26件	CSW配置促進事業を実施(社会福祉協議会に委託)。 配置4人、個別相談支援491件、サービス利用申請支援15件	CSW配置促進事業を実施(社会福祉協議会に委託)。 配置4人、個別相談支援190件、サービス利用申請支援19件(令和5年8月末時点)	実施 社会福祉協議会に委託して「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)配置事業」を実施。CSWは、地域の障害者や高齢者等が抱えるさまざまなニーズや課題、相談に対応し、関係機関へのつなぎや住民活動のコーディネートなどを実施。	継続実施	福祉推進課

1-3-2 福祉ボランティア活動の推進

⇒第3次障害者計画冊子 P13

① 福祉ボランティア活動の推進	●社会福祉協議会ボランティアセンターの運営を支援し、点訳・手話・朗読・要約筆記・介助・傾聴など、さまざまな福祉ボランティア活動を推進します。	社協に福祉ボランティア活動助成を行い、ボランティアセンターの運営支援を実施。 登録者：個人69人、団体16グループ、326人 相談10件・派遣18件(障害者関係)	社協に福祉ボランティア活動助成を行い、ボランティアセンターの運営支援を実施。 登録者：個人90人、団体18グループ、302人 相談9件・派遣13件(障害者関係)	社協に福祉ボランティア活動助成を行い、ボランティアセンターの運営支援を実施。 登録者：個人92人、団体19グループ、336人 相談7件・派遣12件(障害者関係) (令和5年8月末時点)	実施 社会福祉協議会に福祉ボランティア活動助成(補助)を行い、ボランティアセンターの運営を支援した。 社協ボランティアセンターでは、各種ボランティアサークル(手話・点訳・要約筆記・介助など)の運営を支援し、住民への相談・派遣サービスの提供を行っている。	継続実施	福祉推進課
② 福祉ボランティアの養成	●社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、福祉ボランティアの養成やスキルアップのための研修活動を支援します。	①町委託事業として、朗読ボランティア養成講座(入門・中級)、傾聴ボランティア養成講座(入門)を開催。 ②社協事業(町補助事業)として、各種ボランティアの養成・スキルアップ研修を開催。	①町委託事業として、朗読ボランティア養成講座(入門・中級)、傾聴ボランティア養成講座(入門・在宅)を開催。 ②社協事業(町補助事業)として、各種ボランティアの養成・スキルアップ研修を開催。	①町委託事業として、朗読ボランティア養成講座(入門・中級)、傾聴ボランティア養成講座(入門・在宅)を開催。 ②社協事業(町補助事業)として、各種ボランティアの養成・スキルアップ研修を開催。	実施 ①町委託事業として朗読ボランティア・傾聴ボランティア養成講座を開催した。 ②社会福祉協議会事業(町補助事業)として、要約筆記・点訳・朗読・手話などの福祉ボランティアの養成やスキルアップのための各種講座を開催している。	継続実施	福祉推進課

【基本目標2】 生活の基礎となる健康の保持・増進を支援する

1. 保健

2-1-1 保健サービスの充実

⇒第3次障害者計画冊子 P14

① 妊娠・出産期における保健サービスの充実	●妊娠・出産期における不安や経済的負担に対応するため、両親教室(パパママクラス)、妊婦に対する健康相談・保健指導、妊婦健診の公費負担等を行います。	①パパママクラスを実施。 4回・延88人 ②妊婦に対する相談・訪問指導を実施。 ③妊婦健診の公費負担を実施。	①パパママクラスを実施。 5回・延123人 ②妊婦に対する相談・訪問指導を実施。 ③妊婦健診の公費負担を実施。令和4年4月から多胎妊婦へ妊婦健診受診券を追加交付、令和4年10月から産婦健診の公費負担を実施。令和5年2月から出産・子育て応援事業(妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と妊娠時と出産時に現金5万円ずつ給付する経済的支援を一体的に実施する事業)を実施。	①パパママクラスを実施。 5回・延98人 ②妊婦に対する相談・訪問指導を実施。 ③妊婦健診(多胎妊娠の場合は5回追加交付)、産婦健診の公費負担を実施。出産・子育て応援事業(伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業)を実施。	実施 妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うため子育て世代包括支援センターを令和2年10月に設置 ①妊婦とその家族を対象に「パパママクラス」を開催し、正しい知識の普及に努めた。 ②母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、相談・指導を実施した。ハイリスク妊婦等必要な方には保健師等による訪問指導を実施した。 ③出産に係る経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診(H24・25・28・R4で順次拡充)、産婦健診(R4開始)に対する公費負担を実施した。また、妊娠・出産期における不安や経済的負担に対応するため、出産・子育て応援事業を実施した。	継続実施	すこやか推進課
② 乳幼児期における保健サービスの充実	●乳幼児健診(4か月・1歳6か月・3歳6か月)、経過観察健診の充実を図り、障害や疾病を早期に発見し、保護者をフォローしながら適切な治療・療育に結びつける体制の充実を図ります。	乳幼児健診、経過観察健診を実施。	乳幼児健診、経過観察健診を実施。	①乳幼児健診、経過観察健診を実施。 ②弱視の早期発見のため、3歳6か月健診に「屈折検査」を追加 ③聴覚障害の早期発見のため、新生児聴覚検査の費用助成を開始	実施 乳幼児健康診査(4か月・1歳半・3歳半)を実施するとともに、健診の結果、経過観察が必要とされた乳幼児に対する「経過観察健診(にこにこ健診)」を実施し、医師による診察や発達相談員による相談を行った。 R5年度から、弱視・聴覚障害の早期発見・早期対応のため、乳幼児健診での屈折検査、新生児聴覚検査費用助成を開始。	継続実施	すこやか推進課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
子育ての充実	●育児相談、低体重児を含む乳児家庭への全戸訪問等、乳幼児及び保護者に対する相談・指導の充実を図ります。	①育児・離乳食相談を実施。 8回・延123人 ※予約制で定員を設け再開。 ②乳児家庭全戸訪問事業を実施。 訪問実人数253人	①育児・離乳食相談を実施。 12回・延133人 ※予約制で定員を設け再開。 ②乳児家庭全戸訪問事業を実施。 訪問実人数242人	①育児・離乳食相談を実施。 12回・延127人 ※予約制で定員を設け再開。 ②乳児家庭全戸訪問事業を実施。 訪問実人数216人	実施 ①乳幼児や保護者を対象に、育児・離乳食相談を実施。 ②乳児のいる家庭全戸に訪問し、相談・情報提供を行い、適切なサービスにつなげる「乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)」を実施している。	継続実施	すこやか推進課
③ 成人期における保健サービスの充実	●生活習慣病などを予防するため、特定健診・特定保健指導や、各種がん検診など、健診・保健指導の充実を図ります。	①特定健診や各種がん検診など、健診・保健指導を実施。 ②健康マイレージ事業は令和元年度で終了している。 ③乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券を配布。 (乳がん 244人 ・子宮頸がん 140人)	①特定健診や各種がん検診など、健診・保健指導を実施。 ②健康マイレージ事業は令和元年度で終了している。 ③乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券を配布。 (乳がん 222人 ・子宮頸がん 128人)	①特定健診や各種がん検診など、健診・保健指導を実施。 ②健康マイレージ事業は令和元年度で終了している。 ③乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券を配布。 (乳がん 243人 ・子宮頸がん 157人)	実施 生活習慣病予防を目的とした特定健診・特定保健指導や、各種がん検診などを実施した。がん検診推進事業として、乳がん・子宮頸がんの無料クーポン券を配布すると共に、大阪府のスマイル事業をPRすることで、受診率向上に努めた。	継続実施	すこやか推進課
	●成人に対する健康教育・健康相談の充実を図ります。 ●情報提供や意思疎通、介助への配慮・支援等、障害者が健診や相談を受けやすい体制づくりに努めます。	①健康教育を実施。 4回・延59人 ②健康相談を実施。 41回・延679人	①健康教育を実施。 50回・延691人 ②健康相談を実施。 41回・延704人	①健康教育を実施。 50回・延700人 ②健康相談を実施。 41回・延700人	実施 健康教育・健康相談事業を実施し、中高年齢者の健康支援に努めた。	継続実施	すこやか推進課
	●インフルエンザ・肺炎球菌等の各種予防接種や感染症対策に関する啓発・情報提供を行います。	①インフルエンザ、成人用肺炎球菌、新型コロナウイルスの予防接種を実施。 ②同左	①インフルエンザ、成人用肺炎球菌、新型コロナウイルスの同時流行を抑制し、高齢者の命を守るため、令和4年度に限り自己負担額を無料とした。 ②同左	①インフルエンザ、成人用肺炎球菌、新型コロナウイルスの予防接種を実施。 ②同左	実施 インフルエンザ、成人用肺炎球菌、新型コロナウイルスの予防接種を実施するとともに、感染症に関する啓発などを行った。なお、令和2年度と令和4年度のインフルエンザ予防接種については、新型コロナウイルスとの同時流行を抑制し、高齢者の命を守るため自己負担額を無料とした。 エイズ予防週間に、平成30年度、令和元年度は、障害者週間パネル展と同場所において啓発ポスターを掲示。令和2年度～令和4年度は、保健コーナーにてポスターの掲示を行い普及啓発を実施。	継続実施	すこやか推進課

2-1-(2) 健康づくり・リハビリテーションの支援

⇒第3次障害者計画冊子 P15

① 健康づくり活動の促進	●「いきいき百歳体操」・「かみかみ百歳体操」等、住民主体の健康づくり活動の普及・啓発を行います。	いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の普及・啓発に努めた。 地域展開場所：いきいき45か所・かみかみ40か所(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、再開できていない所がある)	いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の普及・啓発に努めた。 地域展開場所：いきいき45か所・かみかみ40か所(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、再開できていない所がある) R4年度末時点	いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操のおさらい月間を実施するとともに、再び参加者が増加していくよう必要な支援を行う。	実施 住民ひとりひとりの主体的な健康づくりを目的に、おもいを使った筋力運動「いきいき百歳体操」、口腔機能の維持向上を図る「かみかみ百歳体操」の普及・啓発に努め、保健師による指導や器具の貸出などにより、地域での開催を支援している。	継続実施	高齢介護課
	●障害者・高齢者を対象とした「水中歩行訓練事業」を行います。	水中歩行訓練事業を実施。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登録者をグループ化し、1回あたりの利用者を限定する。なお、水中歩行訓練初心者教室は中止。) 延利用者534人	水中歩行訓練事業を実施。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登録者をグループ化し、1回あたりの利用者を限定する。) ※ふれあいセンターの大規模改修で水訓練室の使用ができなくなることに伴い、令和4年10月1日から令和4年度末まで水中歩行訓練事業は休止。 延利用者462人	令和5年4月11日からコロナ禍以前の利用者制限がない形で事業を再開。 令和5年8月末までの延利用者は1,046人	実施 ふれあいセンター水訓練室において、高齢者・障害者を対象に水中歩行訓練を週2回開催するとともに、初心者を対象とした教室を年6回開催した。 なお、令和4年10月1日から令和5年3月31日まで水訓練室の使用ができないことから事業を休止とした。	継続実施	高齢介護課
② 在宅障害者に対する健康管理の支援	●歯科相談・歯科健診等の口腔ケアや保健師による訪問指導等、在宅障害者に対する健康管理の支援を行います。	知的障害者口腔ケア事業を令和4年2月に実施。	知的障害者口腔ケア事業を令和4年11月に実施。	知的障害者口腔ケア事業を令和5年度中に実施予定。	実施 町内の知的障害者通所施設利用者を対象に、歯科検診を行う「知的障害者口腔ケア事業」を実施した。令和4年度においては令和4年11月に実施。	継続実施	すこやか推進課 福祉推進課
③ 地域リハビリテーションの推進	●介護保険サービスの通所・訪問リハや介護予防・日常生活支援総合事業を活用し、障害者や高齢者が地域でそれぞれのニーズに応じた介護予防事業やリハビリテーションを受けることができるよう、体制の整備に努めます。	①いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の普及・啓発に努めた。 ②総合事業のサービスとして、いきいき百歳体操の場に通うことを目的とした「通所型サービスC」を実施。実績1人	①いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の普及・啓発に努めた。 ②総合事業のサービスとして、いきいき百歳体操の場に通うことを目的とした「通所型サービスC」を実施。実績2人(令和4年度末時点)	いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の普及・啓発に努めるとともに、総合事業のサービスとして、いきいき百歳体操の場に通うことを目的とした「通所型サービスC」を実施する。	実施 リハビリテーションが必要な障害者や高齢者を、地域で実施している「いきいき百歳体操」に案内し、身近な場所で参加できるように努めた。	継続実施	高齢介護課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

2. 医療

2-2-1 医療提供体制の充実

⇒第3次障害者計画冊子 P16

① 地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●医師会・歯科医師会等と連携し、障害者が必要な医療を地域で受診しやすい体制づくりを進めます。 ●かかりつけ医についての啓発に努め、医療機関マップの活用により情報提供を行います。 ●往診・訪問診療、訪問看護等の在宅医療を受けやすい体制づくりを進めます。 ●救急医療体制の整備・充実を図ります。 	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ①医師会・歯科医師会等と連携し、地域の医療体制の整備やかかりつけ医の啓発に努めた。 ②高槻市本夜間休日応急診療所や二次救急圏域・小児救急に係る運営費の負担、三島救命救急センターへの運営補助などにより、町内の救急医療の確保を図った。 ③在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置(医師会委託)し、連携に努めている。 	継続実施	すこやか推進課 高齢介護課
② 障害者歯科診療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●一般の歯科診療所では治療が難しい障害者(児)の歯科診療を確保するため、近隣地域で歯科保健医療サービスが受けられるよう、高槻市立総合保健福祉センター内の口腔保健センターの周知を図り、利用を促進します。 	高槻市立口腔保健センターに障害者(児)の歯科診療を委託。 延利用者145人(実績)	高槻市立口腔保健センターに障害者(児)の歯科診療を委託。 延利用者131人(実績)	高槻市立口腔保健センターに障害者(児)の歯科診療を委託。 延利用者182人(見込)	高槻市との協定締結により負担金を支払うことで、高槻市立口腔保健センターが実施している、一般の歯科診療所の受診が難しい障害者(児)に対する歯科診療を利用している。	継続実施	すこやか推進課
③ 通院への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●重度障害者を対象に移送サービス(タクシー代助成)を実施し、通院等にかかる交通費の軽減を図ります。 	移送サービス(タクシー代助成)を実施。 対象者66人・助成額1,254,520円	移送サービス(タクシー代助成)を実施。 対象者69人・助成額1,205,800円	移送サービス(タクシー代助成)を実施。 対象者55人・助成額551,910円(令和5年9月末現在)	移送サービスを実施し、重度障害者に対しタクシー料金助成した。(1日3,000円を限度、月3回まで利用可能)	継続実施	福祉推進課

2-2-2 医療費の助成

⇒第3次障害者計画冊子 P16

① 自立支援医療の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法」に基づく自立支援医療として、身体障害者を対象とした「更生医療」、身体障害児を対象とした「育成医療」、精神障害者を対象とした「精神通院」の支給及び進達事務を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ①更生医療を実施。 67件・助成額1,282万円 ②育成医療を実施。 5件・助成額12万円 ③精神通院の受付・進達事務を実施。 受給者608人 	<ul style="list-style-type: none"> ①更生医療を実施。 72件・助成額1,873万円 ②育成医療を実施。 2件・助成額3万円 ③精神通院の受付・進達事務を実施。 受給者675人 	<ul style="list-style-type: none"> ①更生医療を実施。 42件・助成額719万円(令和5年8月末現在) ②育成医療を実施。 1件・助成額1.6万円(令和5年8月末現在) ③精神通院の受付・進達事務を実施。 受給者706人(令和5年8月末現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者の身体機能の維持・向上を図るための医療(人工透析、関節・心臓手術等)に対する医療助成(障害者自立支援医療・更生医療)を実施した。 ②身体障害児の身体機能の維持・向上を図るための医療(関節・心臓手術等)に対する医療助成(障害者自立支援医療・育成医療)を実施した。 ③精神疾患に係る通院費助成制度(障害者自立支援医療・精神通院)の申請受付・進達を行った。 	継続実施	福祉推進課
② 障害者・難病者に対する医療費助成制度の実施と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉医療費助成制度により、重度障害者等に対する医療費助成を行います。 ●保健所と連携し、大阪府が実施する「特定医療費(指定難病)助成制度」、「小児慢性特定疾病医療費助成制度」の周知・啓発を行います。 	障害者医療を実施。 受給者716人	障害者医療を実施。 受給者702人	障害者医療を実施。 受給者711人(令和5年8月末時点)	平成30年度から、対象者要件の変更、自動償還を導入した。 令和3年4月から住所地特例の変更および精神入院医療助成対象を変更した。	継続実施	福祉推進課
		保健所と連携して対象者への情報提供に努めた。	保健所と連携して対象者への情報提供に努めた。	保健所と連携して対象者への情報提供に努めた。	府(茨木保健所)と連携し、ホームページやサービス冊子を活用し、特定医療費助成や小児慢性特定疾病医療費助成の周知・啓発を図った。	継続実施	福祉推進課

2-2-3 医療的ケアへの支援

⇒第3次障害者計画冊子 P17

① 医療的ケアが必要な児童への支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の関係機関による協議の場や関連分野の支援を調整するコーディネーターを活用し、医療的ケアが必要な児童のサービス利用や学校生活・地域生活を支援するための調整や検討を行います。 	医療的ケアが必要な児童について、引き続き、ケース会議を実施。地域の関係機関による協議の場や関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、構成メンバーや協議の場のあり方について検討を実施。	医療的ケアが必要な児童について、引き続き、ケース会議を実施。地域の関係機関による協議の場の開催については、構成メンバーや協議の場のあり方について検討を実施。	医療的ケアが必要な児童について、個別にケース会議を実施。令和5年8月大阪府主催の令和5年度第1回医療的ケア児支援にかかる連携会議に出席。医療的ケアに係る地域の相談支援体制の連携をはかった。町における地域の関係機関による協議の場の開催については令和5年度中に実施予定。	ケース会議等を通じ、調整や検討は従前から実施。令和3年度からの「第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)」では、医療的ケアが必要な児童を支援するための関係機関による「協議の場」の設置や、支援調整を行う「コーディネーター」の配置が目標として設定されていることから、その設置方法等について、関係機関と協議を行った。	町における地域の関係機関による協議の場の開催については令和5年度中に実施できるよう進めていく。	福祉推進課
② 在宅での医療的ケアに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアを行うための機器や消耗品の給付等、自宅で医療的ケアを行う障害者への支援を行います。 	障害者日常生活用具として、ストマ器具や医療機器などを給付。	障害者日常生活用具として、ストマ器具や医療機器などを給付。	障害者日常生活用具として、ストマ器具や医療機器などを給付。	障害者日常生活用具給付事業により、ストマ器具やたん吸引器、人工呼吸器用自家発電機または外部バッテリー、パルスオキシメータ(動脈血中酸素飽和度測定器)などを給付し、在宅での医療的ケアを支援した。	継続実施	福祉推進課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
③ 福祉サービス利用に対する支援	●関係機関との連携や、補助・加算制度の活用等により、医療的ケアを必要とする障害者(児)に対応できる福祉施設や福祉サービス事業所の確保に努めます。	①「喀痰吸引等研修費補助金」 ②日中一時支援事業「医療的ケア対応特別加算」の給付 ③重度重複障害者(身体障害1・2級かつ療育A所持)を受入れた生活介護事業所に対し、補助金を交付する「重度重複障害者支援事業補助金」を交付。	①「喀痰吸引等研修費補助金」 ②日中一時支援事業「医療的ケア対応特別加算」の給付 ③重度重複障害者(身体障害1・2級かつ療育A所持)を受入れた生活介護事業所に対し、補助金を交付する「重度重複障害者支援事業補助金」を交付。	①「喀痰吸引等研修費補助金」 ②日中一時支援事業「医療的ケア対応特別加算」の給付 ③重度重複障害者(身体障害1・2級かつ療育A所持)を受入れた生活介護事業所に対し、補助金を交付する「重度重複障害者支援事業補助金」を交付。	実施 ①事業所を対象にたん吸引等の研修費を補助する「喀痰吸引等研修費補助」を実施。【※近年実績なし】 ②看護師等を配置して医療的ケアを要する重症心身障害児等を受け入れた事業所に1日あたり7,500円の加算を行う、日中一時支援事業「医療的ケア対応特別加算」制度を活用し、医療的ケアを要する事業所の日中活動の場の確保に努めた。【実績あり】 ③「重度重複障害者支援事業補助金」を令和元年度から開始。	喀痰研修補助の申請実績は近年なく、医療的ケアに対応できる従事者・事業所の確保が課題となっている。 医療的ケア対応を行う事業所への補助・支援制度(喀痰研修補助、加算等)の利用をさらに周知・促進し、医療的ケア対応ができる従事者・事業所の確保に努める。	福祉推進課
④ 学校等での医療的ケアに対する支援	●医療的ケアを必要とする障害児の学校・保育所(園)等への通学(所)を支援するため、必要な設備や人員の確保等、受け入れ体制の充実に努めます。	対象児童なしのため、実施予定なし。	医療的ケアを要する児童1名を幼稚園で受入れた。	医療的ケアを要する児童1名を民間認定こども園で受入れ予定。	実施 令和5年4月に医療的ケアを要する児童の入所のため、対象施設との調整を実施した。	安定した看護師の確保に課題がある。また医療的ケア児受入れに係るマニュアル作成等の検討を進める。	子育て支援課
		医療的ケアを必要とする児童1名の通学に対応するため、看護師を小学校に配置した。	医療的ケアを必要とする児童1名の通学に対応するため、看護師を小学校に配置した。	医療的ケアを必要とする児童2名の通学に対応するため、看護師を小学校に配置予定。	実施 平成29年度に医療的ケアを必要とする児童の通学を支援するため、看護師を小学校に配置した。平成30年度以降は、看護師の確保と確実な配置を目的として看護師を複数名配置した。	継続実施	教育総務課

3. 心の健康

2-3-(1) 心の健康づくりと地域包括ケアの推進

⇒第3次障害者計画冊子 P18

① 心の健康に関する啓発の充実	●保健所等の関係機関と連携し、講座や広報等により、心の健康や心の病、精神保健福祉に関する啓発を行います。	①広報紙・ホームページ等による啓発を実施 例年行っている②「こころの健康家族教室」については、令和3年度4回実施。	①広報紙・ホームページ等による啓発を実施 ②「こころの健康家族教室」については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見つつ奇数月に一回実施。	①広報紙・ホームページ等による啓発を実施 ②「こころの健康家族教室」については、奇数月に一回実施。	実施 ①広報紙・ホームページ・サービス冊子等により、心の健康に関する啓発を行った。 ②茨木保健所と福祉推進課で連携しつつ広報への掲載や、精神保健福祉に関する啓発を行った。「こころの健康家族教室」を開催。	心の健康や病、精神保健福祉に関する啓発のため、関係機関と連携しつつ、地域住民に周知できるよう情報提供を行う。	福祉推進課
② 自殺予防対策の推進	●自殺対策計画を策定し、関係機関との連携のもと、うつ病等の心の病や心の健康に関する啓発、悩みを抱える人の専門相談窓口の周知等を行い、自殺予防対策を推進します。	例年行っている①の街頭啓発については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止している。9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間においては、広報により相談窓口等の周知を行った。 ②茨木保健所管内自殺対策ネットワーク会議を令和4年2月に実施予定。 ③第1期自殺対策計画の策定に伴い、事業等を実施。	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間においては、広報により相談窓口等の周知を行った。 茨木市保健所管内自殺対策ネットワーク会議を令和5年2月に町も参画。 第1期自殺対策計画の策定に伴い、事業等を実施。	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間においては、広報、SNSにより相談窓口等の周知を行う予定。 茨木市保健所等と連携しつつ、自殺予防対策を推進します。 民生委員児童委員協議会でゲートキーパー養成研修を実施。	実施 ①令和2~4年度の街頭啓発については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止している。9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間においては、広報等により相談窓口等の周知を行った。 ②茨木保健所が主催する「管内自殺対策ネットワーク会議」に町も参画。管内の行政・警察・消防・医療機関等が連携し、自殺対策の推進を図る。令和4年度については令和5年2月に実施。 ③平成31年3月に、第4期地域福祉計画(平成31~35年度)と一体的に第1期自殺対策計画を策定。	自殺対策計画に掲げた目標達成に向け、各種施策を展開する。	福祉推進課
③ 精神障害者への相談・支援体制の充実	●保健所や相談支援事業所等と連携し、心の健康や精神保健福祉に関する相談体制の充実に努めます。	大阪府、茨木保健所、医療、相談支援事業所等の福祉関係者、町で島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催。 引き続き茨木保健所こころの健康相談も実施し、相談、支援体制の充実に努めた。	大阪府、茨木保健所、大阪府警、医療、相談支援事業所等の福祉関係者、町で島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催。 引き続き茨木保健所こころの健康相談も実施し、相談、支援体制の充実に努めた。	令和5年度においても大阪府や茨木保健所、医療、相談支援事業所等の島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催する予定にっており、相談体制の充実や連携強化に努めます。	実施 ①福祉推進課において、精神障害者・家族への相談支援・ケースワーク業務を実施した。 ②相談支援として令和元年度より、町内の障害児(者)相談支援センターういっしゅへも相談支援業務を委託。相談体制の充実に努めた。 令和2年度からは障害児(者)相談支援センターういっしゅに一元化。 ③茨木保健所の嘱託医(精神科医)がふれあいセンターに出張して対象者や家族の相談に応じる「茨木保健所こころの健康相談」の開催を支援するとともに、相談に伴うケースワークやフォローにあたり連携した。 令和3年度からは、地域包括ケアシステムの協議の場を開催。	令和2年度から相談支援業務を障害児(者)相談支援センターういっしゅに一元化している。令和3年度より開催した島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の開催を継続し、一層の相談、支援体制の充実に努める。	福祉推進課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
	●地域の福祉・保健・医療の関係機関による協議の場を活用し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。	大阪府、茨木保健所、医療、相談支援事業所等の福祉関係者、町で令和3年11月島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催。令和4年2月大阪府茨木保健所が開催予定の精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム検討会議に出席。	大阪府、茨木保健所、大阪府警、医療、相談支援事業所等の福祉関係者、町で令和4年11月島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催。	引き続き大阪府や茨木保健所、相談支援事業所等の福祉関係者、島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催予定。	実施	精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、令和3年度から保健・医療・福祉関係者による島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催した。今後も継続的に開催する。	福祉推進課
④ 精神障害者の社会参加の促進	●精神障害者の集いの場として町グループワークを開催し、レクリエーションや交流などを行います。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施を中止した月もあったが、感染予防に努めつつ、実施した。開催6回・参加延べ16人・登録33人	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施を中止した月もあったが、感染予防に努めつつ、実施した。ポッチャやスクラッチアート等グループワークにおいて初めての取組みも行った。開催9回・参加延べ24人・登録29人	感染予防に努めつつ、月1回開催している。新しい内容を取り入れつつ、参加者の像に努めている。開催5回・参加延べ16人・登録29人(令和5年8月末時点)	実施	精神障害者当事者の集いの場として「町グループワーク」を開催している。(レクリエーション・軽スポーツ・季節の行事・外出・茶話会など)※平成14年度開始 令和元年度から町内事業所に委託先を変更し、さらなる参加者の増や内容の見直しを図る。	福祉推進課
	●障害のある当事者や家族による自主的な活動を支援します。	自発的活動支援事業補助金 →新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、補助事業を中止	自発的活動支援事業補助金 →3団体に補助	自発的活動支援事業補助金 →3団体に補助予定	実施	平成27年度創設の自発的活動支援事業補助金により、当事者団体や家族会の活動を支援している。補助の在り方について検討する。	福祉推進課

【基本目標3】 子どもたちの育ちと学びを支援する

1. 療育・保育・幼児教育

3-1-1 療育支援体制の充実

⇒第3次障害者計画冊子 P20

① 障害児通所支援サービスの充実	●関係事業所と連携し、児童発達支援・保育所等訪問支援のサービス提供体制の充実を図るとともに、「児童発達支援センター」の確保に向けた取組を進めます。	① 児童発達支援 17か所・59人 医療型児童発達支援 2か所・9人 保育所等訪問支援 5か所・22人 ②児童発達支援センターの確保については現段階では未定。	① 児童発達支援 25か所・95人 医療型児童発達支援 2か所・5人 保育所等訪問支援 4か所・17人 ②児童発達支援センターの確保については現段階では未定。	① 児童発達支援 24か所・99人 医療型児童発達支援 2か所・6人 保育所等訪問支援 5か所・7人 (令和5年8月末時点) ②児童発達支援センターの確保については現段階では未定。	一部実施	①町内児童発達支援事業所は、2か所→6か所。近隣地域の開設もあり、利用者は増加している。保育所等訪問支援は令和3年度に町内に1か所開設されたことにより利用者が増加し、現在は2か所。 ②児童発達支援センターの確保については、面的整備も考慮し、令和5年度末までの整備を目指す。	国の指針に則して、児童発達支援センターの設置について、圏域での設置も含めた検討を行っている。	福祉推進課
② 児童と保護者に対する相談・支援体制の充実	●児童発達支援センター、相談支援事業所、庁内関係部局、関係事業所・機関が連携し、乳幼児期から就学期にわたり、療育やサービス利用、学校生活・地域生活を切れ目なくサポートするための相談支援体制の構築を進めます。	①支援が必要な児童について、教育・福祉・医療が連携し、合同ケース会議を実施。 ②地域生活支援拠点等施設と連携しつつ、緊急時の対応や一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援の実施により、相談体制の充実が図れた。	①支援が必要な児童について、教育・福祉・医療が連携し、合同ケース会議を実施。 ②地域生活支援拠点等施設と連携しつつ、緊急時の対応や一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援の実施により、相談体制の充実が図れた。	①支援が必要な児童について、教育・福祉・医療が連携し、合同ケース会議を実施。 ②地域生活支援拠点等施設と連携しつつ、緊急時の対応や一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援の実施により、相談体制の充実が図れた。	実施	必要なタイミングで関係者が集まり、ケース会議を行う等、切れ目なくサポートできるような体制の構築や連携に努めた。	継続実施	福祉推進課
	●保護者への相談や情報提供の充実を図るとともに、保護者同士の交流や情報交換の場・機会の提供を行うなど、保護者への支援に努めます。	①「障害者福祉の手引き」や「事業所ガイドブック」の配布や、HPへの掲載により、制度・資源の情報提供を図った。令和3年10月には、「町内障害者施設授産製品紹介冊子(町内障害者施設で買えるもの&お願いできること)」を作成し、公共施設や事業所で広く配布している。 ②新規事業所の開設時には、関係団体や事業所にも周知し、保護者に情報が行き渡るよう支援を実施。 ③手をつなぐ親の会に対する補助を実施。 ④令和3年度版について事業所の開設などの情報を随時更新し、配布した。 ⑤定例のカンガルー教室において、保護者同士の交流や情報交換の場を提供している。実施回数11回。 また令和3年度においては、カンガルー教室対象の保護者に希望を募り、ペアレント・トレーニングを実施。実施回数8回	①「障害者福祉の手引き」や「事業所ガイドブック」の配布や、HPへの掲載により、制度・資源の情報提供を図った。令和3年10月には、「町内障害者施設授産製品紹介冊子(町内障害者施設で買えるもの&お願いできること)」を作成し、公共施設や事業所で広く配布している。 ②新規事業所の開設時には、関係団体や事業所にも周知し、保護者に情報が行き渡るよう支援を実施。 ③手をつなぐ親の会は令和3年度末をもって解散。 ④令和4年度版について、子どもの成長過程に準じた事業業内となるよう冊子のレイアウトを変更し、情報配布を実施した。 ⑤定例のカンガルー教室において、保護者同士の交流や情報交換の場を提供した。実施回数12回。 また令和4年度においては、カンガルー教室対象の保護者に希望を募り、ペアレント・トレーニングを実施。実施回数8回	①「障害者福祉の手引き」や「事業所ガイドブック」の配布や、HPへの掲載により、制度・資源の情報提供を図った。令和3年10月には、「町内障害者施設授産製品紹介冊子(町内障害者施設で買えるもの&お願いできること)」を作成し、公共施設や事業所で広く配布している。 ②新規事業所の開設時には、関係団体や事業所にも周知し、保護者に情報が行き渡るよう支援を実施。 ③手をつなぐ親の会は令和3年度末をもって解散。 ④冊子「子育てガイド」を配布。 ⑤令和5年度においては、カンガルー教室の対象者をこれまでより拡大し、発達に支援を要する児童の保護者向けにより多くの保護者が交流や情報交換ができるよう事業を実施する。 また、カンガルー教室対象の保護者に希望を募り、ペアレント・トレーニングを実施予定。実施予定回数8回	実施	①「障害者福祉の手引き」、「事業所ガイドブック」、「町内障害者施設授産製品紹介冊子」の配布や、HPへの掲載により、制度・資源の情報提供を図った。 ②新規事業所の開設時には、関係団体や事業所にも周知し、保護者に情報が行き渡るよう支援した。 ③手をつなぐ親の会は令和3年度末をもって解散したため、令和4年度以降の補助は実施していない。 ④冊子「子育てガイド」を配布。 ⑤カンガルー教室において、保護者同士の交流や情報交換の場を提供。	継続実施	福祉推進課 子育て支援課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課	
③ 乳幼児に対する療育支援事業の実施	●発達に課題のある乳幼児と保護者を対象に、小集団による療育や、相談・指導を行います。	①ポニーの教室 20回×2クール 参加児延175人 ②きらきら相談 (発達支援指導員による個別相談) 21回・延143人 ③ことばの相談 3回・延7人 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため1回中止 ④幼児教室 週1回×3グループ 141回・参加児延641人	①ポニーの教室 20回×2クール 参加児延183人 ②きらきら相談 (発達支援指導員による個別相談) 23回・延156人 ③ことばの相談 4回・延11人 ④幼児教室 週1回×3グループ 135回・参加児延470人	①ポニーの教室 20回×2クール 参加児延183人 ②きらきら相談 (発達支援指導員による個別相談) 23回・延153人 ③ことばの相談 4回・延15人 ④幼児教室 週1回×3グループ 127回・参加児延653人	実施	就学前のお子さんを対象とした発達に関する相談・教室等を実施しており、令和2年10月に子育て世代包括支援センターを設置したことに伴い一部関連事業を子育て支援課から移管して実施している。また、必要に応じて障害児通所支援サービスにつなげるなど連携して実施している。	継続実施	すこやか推進課
④ 療育支援に関する連携の強化	●福祉・子育て・保健・教育等の各分野が関わる療育支援について、庁内関係部局や関係機関との連携を強化し、情報の交換や療育支援の充実に向けた検討・調整等を行います。	昨年度から継続して、教育センター連絡会の開催等、関係機関との情報共有を充実させ、個別の療育と通級指導教室の連携を強化し、児童生徒の学校生活への支援に繋げた。	昨年度から継続して、教育センター連絡会の開催等、関係機関との情報共有を充実させ、個別の療育と町立保育所、幼稚園及び各小学校通級指導教室の連携を強化し、児童生徒の学校生活への支援に繋げた。	昨年度から継続して、教育センター連絡会の開催等、関係機関との情報共有を充実させ、個別の療育と町立保育所、幼稚園及び各小学校通級指導教室の連携を強化し、児童生徒の学校生活への支援に繋げている。	実施	福祉・保健・子育て・教育など、障害児の療育に関わる各部局の連携強化を図った。	継続実施	福祉推進課 すこやか推進課 子育て支援課 教育推進課

3-1-(2) 保育・幼児教育の充実

⇒第3次障害者計画冊子 P20

① 保育所(園)での支援保育の充実	●保育所(園)において、支援を必要とする児童が適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、職員の資質向上、保育内容の充実等に取り組みます。	支援保育を実施 22名	支援保育を実施 25名 保育所保育士の資質の向上を図るため、障害児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施した。	支援保育を実施 37名 保育所保育士の資質の向上を図るため、障害児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施予定。	実施	発達相談員など専門職員によるスーパーバイズ等を受け、支援保育検討会において町全体の方向性を決定し、支援保育を実施した。	令和5年4月から、高浜学園においても支援保育を実施予定。	子育て支援課
② 幼稚園での支援教育の充実	●幼稚園において、保育所(園)や小学校との連携を図りながら、支援を必要とする児童の受け入れ体制の整備、職員の資質向上、教育内容の充実等に取り組みます。	キッズサポートを実施 6名	キッズサポートを実施 4名	キッズサポートを実施 4名	実施	町立幼稚園において、障害のある園児を受け入れるとともに、職員研修など、資質向上や受入体制の充実を図った。	支援員の配置について、児童数に対し、適切なバランスが取れるよう検討が必要。	子育て支援課

2. 学校教育

3-2-(1) 学校教育の充実

⇒第3次障害者計画冊子 P21

① 就学指導の充実	●一人ひとりの実態に即した就学を進めるため、児童・保護者のニーズの把握に努め、適切な就学相談・指導を行います。	昨年度から継続して、教育センター連絡会を開催し、関係機関との情報共有を充実させ、個別の療育と通級指導教室の連携を強化し、児童生徒の学校生活への支援に繋げた。	令和元年度から継続して、教育センター連絡会を開催しており、関係機関との情報共有、個別の療育と通級指導教室の連携強化等を図るとともに、児童生徒の学校生活への支援に繋げた。	町内各保育所、こども園、幼稚園及びすこやか推進課と連携し、一人ひとりの実態に即した適切な就学相談の実施に努めている。教育センター連絡会において、関係機関との情報共有、連携強化等を図るとともに、児童生徒の学校生活への支援に繋げている。	実施	福祉・保健・子育て・教育など、障害児の療育に関わる各部局の連携強化を図った。	継続実施	教育推進課
② 教育相談機能の充実	●教育センターにおいて、保護者や児童生徒に対する「教育相談」、「発達相談」を行います。 ●教育センター、小・中学校にスクールカウンセラーを配置します。 ●小・中学校、幼稚園、保育所(園)への巡回相談を行います。	①教育相談を実施。 350件 ②発達(療育を含む)相談を実施 409件 ③全小・中学校にスクールカウンセラーを配置 ④巡回相談を実施	①教育相談を実施。 390件 ②発達(療育を含む)相談を実施 637件 ③全小・中学校にスクールカウンセラーを配置 ④巡回相談を実施	①教育相談を実施。 105件【R5.7月末時点】 ②発達(療育を含む)相談を実施 194件【R5.7月末時点】 ③全小・中学校にスクールカウンセラーを配置 ④巡回相談を実施	実施	①不登校児童生徒の課題及び生徒指導上の諸問題の解決に向けて、校内ケース会議の実施や対象家庭への支援の充実を図った。 ②町教育センターにおいて特別支援に関する相談及び専門家による発達検査等の充実を図った。 ③適応指導教室の活動を充実させた。不登校生徒自身が進路を決定したり、学校復帰や社会的自立に向かったりするなど好ましい状況がみられた。	継続実施	教育推進課
③ 支援教育の充実	●島本町支援教育研究協議会を中心に、小・中学校における支援教育の研究・研修を行うとともに、個別的教育支援計画、指導計画を活用した指導の充実を図ります。 ●「支援学級」の教育内容の充実を図るとともに、障害の程度に応じ、適切に教職員・支援員等を配置します。 ●通常学級に在籍する障害のある児童生徒を対象とした「通級指導教室」により、個別指導の充実を図ります。	①支援教育の研究・研修を実施 ②支援学級 小学校：30学級・児童208人・教諭32人・支援員19人 中学校：11学級・生徒54人・教諭13人・支援員6人 ③通級指導教室 小学校：4か所・児童91人 中学校：1か所・生徒7人	①支援教育の研究・研修を実施 ②支援学級 小学校：31学級・児童218人・教諭32人・支援員19人 中学校：11学級・生徒64人・教諭13人・支援員6人 ③通級指導教室 小学校：4か所・児童95人 中学校：1か所・生徒11人	①支援教育の研究・研修を実施 ②支援学級 小学校：31学級・児童207人・教諭32人・支援員19人 中学校：12学級・生徒68人・教諭14人・支援員6人 ③通級指導教室 小学校：4か所・児童104人 中学校：1か所・生徒15人	実施	①島本町支援教育研究協議会を中心に、支援教育の研究・研修を行い、個別的教育支援計画、指導計画を活用した指導の充実を図った。 ②各小・中学校に設置する「支援学級」の教育内容の充実を図るとともに、適切な職員配置に努めた。 ③全ての小学校及び第一中学校に「通級指導教室」を設置し、通常学級に在籍する障害のある児童生徒への個別指導等を行った。	支援学級及び通級指導教室に係る小学校と中学校の連携の推進を図る。	教育推進課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
④ 進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●卒業後の進学や社会的自立を促すため、福祉・雇用分野や、支援学校との連携を図り、進路指導とアフターケアを行います。 ●職場体験実習など、将来の進路についての希望や考えを身につけるための取組を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ①卒業後の進学や社会自立を促すため、福祉・雇用分野、支援学校との連携を図り、進路指導を実施。 ②新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度は中学生職場体験学習は中止。 	<ul style="list-style-type: none"> ①卒業後の進学や社会自立を促すため、福祉・雇用分野、支援学校との連携を図り、進路指導を実施。 ②新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和4年度も中学生職場体験学習は中止。 	<ul style="list-style-type: none"> ①卒業後の進学や社会自立を促すため、福祉・雇用分野、支援学校との連携を図り、進路指導を実施。 ②令和5年度以降は中学生職場体験学習に代わって、各中学校の実態に合わせた職業学習の取組みを実施する。 	実施 <ul style="list-style-type: none"> ①卒業後の進学や社会的自立を促すため、福祉・雇用分野、支援学校との連携を図り、進路指導を行った。 ②令和元年度まで実施してきた中学校2年生の職場体験学習(夢WORKわくウィーク)に代わる、新たな取組の充実を図っていくため、各中学校との意見交換等を実施した。 	幅広い進路選択を可能にするため、早い時期から様々な機会を通じて説明や情報提供を行う。	教育推進課
⑤ 学校施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校において、障害のある児童生徒が安全かつ快適に学校生活がおくれるよう、施設・設備の改善やバリアフリー化に努めます。 	小・中学校の施設や設備の改善・バリアフリー化に努めた。	小・中学校の施設や設備の改善・バリアフリー化に努めた。	小・中学校の施設や設備の改善・バリアフリー化に努める。	実施 <ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童生徒が安全・快適に学校生活を送れるよう、小・中学校の施設や設備の改善・バリアフリー化を行った。 	継続実施	教育総務課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(R30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

3-2-(2) 放課後・休日活動への支援

⇒第3次障害者計画冊子 P22

① 学童保育室でのサポート保育の充実	●学童保育室において、支援を必要とする児童生徒が適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、職員の資質向上、保育内容の充実等に取り組みます。	学童保育サポートを実施 対象児童22名	学童保育サポートを実施 対象児童23名	学童保育サポートを実施 対象児童18名	実施 学童保育室に入室している障害児に対しては、その障害の状況に応じて加配のための指導員を配置し、適切な保育を実施できる環境を整備した。 また、身体障害者手帳・療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童、又は特別児童扶養手当の受給児童については、小学校6年生までの学童保育室への受入れを実施した。 障害児保育のあり方研究会において、従前から実施していた加配制度の課題等を整理し、新たに「学童保育サポート」を制度化。平成29年度入室児童から実施した。	継続実施	教育総務課
② 放課後・休日活動を支援する福祉サービスの提供	●放課後等デイサービスにより、就学児童に放課後・休日の活動の場を提供するとともに、利用者の増加に対応するため、サービス提供体制の拡充に取り組みます。	放課後等デイサービス事業所は町内5ヶ所となっている。 近隣地域(高槻市や大山崎町)の事業所も含めて利用者の増加に対応している。	放課後等デイサービス事業所は町内6ヶ所となっている。 近隣地域(高槻市や大山崎町)の事業所も含めて利用者の増加に対応している。	放課後等デイサービス事業所は町内6ヶ所となっている。 近隣地域(高槻市や大山崎町)の事業所も含めて利用者の増加に対応している。	実施 放課後等デイサービス事業所数 R1年度:4 R2年度:4 R3年度:5 R4年度:6 R5年度:6 近隣地域(高槻市や大山崎町等)にも事業所が開設され、利用者の増加に対応している。	町内事業所のサービス向上や機能強化・連携強化に向けた取組を支援する。	福祉推進課
	●日中一時支援事業、短期入所(ショートステイ)の提供体制の充実を図り、放課後・休日における居場所の確保を支援します。	①日中一時支援事業・短期入所を実施。 日中一時支援事業: 41人・3,252回 短期入所: 27人・2,342日 ②平成31年4月に開設した地域生活支援拠点等施設において、短期入所(ショートステイ)の提供を行っている。 ③短期入所安心配置事業補助金を支給。事業所数: 1	①日中一時支援事業・短期入所を実施。 日中一時支援事業: 43人・3,255回 短期入所: 31人・2,436日 ②平成31年4月に開設した地域生活支援拠点等施設において、短期入所(ショートステイ)の提供を行っている。 ③短期入所安心配置事業補助金を支給。事業所数: 1	①日中一時支援事業・短期入所を実施。 日中一時支援事業: 46人・1,302回 短期入所: 29人・1,132日(令和5年8月末時点) ②平成31年4月に開設した地域生活支援拠点等施設において、短期入所(ショートステイ)の提供を行っている。 ③短期入所安心配置事業補助金を支給。事業所数: 1	実施 日中一時支援事業については、町内2か所「クローバー」「みゆき園」が実施。短期入所は「みゆき園」のみであったが、平成31年4月から「ショートステイふらっぶ」が開設。 緊急時・災害時の対応のため、夜間複数の職員を配置した事業所に対する補助制度「短期入所安心配置事業補助金」を創設し、短期入所の利用者が安心して過ごせる体制整備の向上を図る。	継続実施	福祉推進課
	●移動支援事業(ガイドヘルプサービス)により、放課後や休日の外出を支援します。	移動支援を実施 8人・1,322時間(児童分のみ)	移動支援を実施 4人・925時間(児童分のみ)	移動支援を実施 4人・300時間(児童分のみ) (令和5年7月末時点)	実施 移動支援(ガイドヘルプサービス)を実施し、放課後・休日における外出助助を行っている。	継続実施	福祉推進課
③ その他の居場所の確保に向けた取組	●イベントやサークル、教室など、休日・放課後に過ごし、活動するその他の居場所について、関係機関・団体と連携し、情報収集や検討、保護者への情報提供等に努めます。	冊子やホームページにおいて、一覧を掲載し、情報提供を実施。 各小学校区で放課後子ども教室を実施。障害児の参加への配慮に努める。 なお、第二～第四小学校区における実施日数を第一小学校区と同じ週5日に更に拡充した。	冊子やホームページにおいて、一覧を掲載し、情報提供を実施。 各小学校区で放課後子ども教室を実施。学校を通じて在学児童の保護者へチラシを配布し、放課後子ども教室の参加を促した。 障害児の参加への配慮に努めた。	各小学校区で放課後子ども教室を実施。学校を通じて在学児童の保護者へチラシを配布し、放課後子ども教室の参加を促した。 また、令和5年度から事業開始時期を早期、実施日数の拡充に努める。 障害児の参加への配慮に努める。	実施 冊子やホームページを活用し、イベントや居場所について、情報提供を実施。 放課後子ども教室については、令和2年4月から教育総務課へ移管。	継続実施 周知方法をLogoフォームやホームページ等を活用し、参加促進の向上及び利便性の向上に努める。	福祉推進課 教育総務課

【基本目標4】 必要なサービスを確保し、地域での暮らしを支援する

1. 相談支援

4-1-(1) 相談支援体制の整備

⇒第3次障害者計画冊子 P24

① 総合的な相談支援体制の充実	●地域生活支援拠点等施設、児童発達支援センター、基幹相談支援センターを中心として、関係機関・事業所、障害者相談員等が連携し、さまざまな障害や年齢層に対応した総合的な相談支援体制の構築を進めます。	①基幹相談支援センターの相談対応相談件数231件 ②さまざまな機関と連携し、障害種別や年齢層に関わりなく、その人のニーズに対応した相談対応が出来るよう、機関間の連携強化に努める。	①基幹相談支援センターの相談対応相談件数253件 ②さまざまな機関と連携し、障害種別や年齢層に関わりなく、その人のニーズに対応した相談対応が出来るよう、機関間の連携強化に努める。	①基幹相談支援センターの相談対応相談件数101件(令和5年8月末時点) ②さまざまな機関と連携し、障害種別や年齢層に関わりなく、その人のニーズに対応した相談対応が出来るよう、機関間の連携強化に努める。	実施 障害者相談支援の中核となる「基幹相談支援センター」を福祉推進課内に設置し、専門職員3名による対応を図った。	拠点施設を整備し、連携を密にすることで相談支援体制の充実を図る。また、今後は各機関の位置づけ・住み分けを図る。	福祉推進課
② 障害者相談支援事業の充実	●地域生活支援拠点等施設の整備により、町内に一般相談支援事業所を確保するとともに、基幹相談支援センター、関係機関・事業所との連携を強化し、相談支援の充実を図ります。	平成31年4月の「地域生活支援拠点等施設」開設以後、障害者等の幅広い相談支援事業を展開。 相談件数2,804件	平成31年4月の「地域生活支援拠点等施設」開設以後、障害者等の幅広い相談支援事業を展開。 相談件数3,163件	地域生活支援拠点等施設と連携しつつ、障害者等の幅広い相談支援事業の展開に努めます。	実施 平成31年4月開設の地域生活支援拠点等施設の運営法人と連携しながら、相談支援の充実を図る。	運営法人と連携しながら、相談支援の充実を図る。	福祉推進課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
③ サービス利用計画の作成体制の充実	●特定相談支援・障害児相談支援の事業所を確保し、サービス利用計画の作成体制の充実や、プラン作成率の向上に努めます。	①特定相談支援利用者数 101人 障害児相談支援利用者数 24人 ②地域生活支援拠点等施設において特定相談支援・障害児相談支援の事業を実施。	①特定相談支援利用者数 120人 障害児相談支援利用者数 60人 ②地域生活支援拠点等施設等において特定相談支援・障害児相談支援の事業を実施。	①特定相談支援利用者数 131人 障害児相談支援利用者数 58人 (令和5年8月末時点) ②地域生活支援拠点等施設等において特定相談支援・障害児相談支援の事業を実施。	実施 町立やまぶき園が閉園の際には、サービス等利用計画の引継ぎを支援し、今後のサービス支給決定方法についての流れについて、情報共有を行った。	住民への特定相談支援等についての制度の再周知や、事業所の周知によりプラン作成率の向上をめざす。	福祉推進課
④ 病院・入所施設からの地域移行の促進	●地域生活支援拠点等施設をはじめとした関係機関と連携し、体験の機会を提供や緊急時の受け入れ、相談支援等により、長期入院・入所からの地域移行を支援します。	関係機関・事業所と連携し、障害者の地域移行を支援。 地域移行者0人	関係機関・事業所と連携し、障害者の地域移行を支援。 地域移行者0人	関係機関・事業所と連携し、障害者の地域移行を支援。 地域移行者0人(令和5年8月末時点)	実施 関係機関・事業所と連携し、障害者の地域移行を支援している。	町内でのグループホーム開設に向けた取組み等と連動して、地域移行の促進に努める。 拠点施設を中心に地域移行を推進・サポートする体制の構築に努める。	福祉推進課

2. 生活支援

4-2-(1) 支援・サービス向上のための取組

⇒第3次障害者計画冊子 P25

① 島本町障害者地域自立支援協議会の充実・強化	●「島本町障害者地域自立支援協議会」の機能の強化と活動の充実を図り、地域移行・就労支援・権利擁護・障害児支援等、地域のさまざまな課題の解決を図るため、専門部会等での検討や調整を行います。	地域自立支援協議会を開催。 部会1回 専門部会等の開催実施に向け、調整を行った。	地域自立支援協議会を開催。 部会1回 専門部会等の開催実施に向け、調整を行った。	地域のさまざまな課題の解決を図るため、専門部会等での検討や調整を行います。	実施 町職員と障害福祉サービス事業所で構成する「島本町障害者地域自立支援協議会」では、情報共有やイベントの企画等を実施。 (障害者施設の合同販売イベント「ふれあいバザール」の実施、障害者施設授産製品紹介冊子の作成、広報特集記事など) ※令和2・3年度はコロナの影響でふれあいバザールは中止	自立支援協議会については、地域課題の解決や支援の充実に向けた検討や調整などの取組は出ていない。今後、活動の活性化、部会の再編を図り、地域課題の解決や支援の充実に向けた検討や調整を実施。	福祉推進課
② 福祉サービス従事者の確保と資質向上	●関係機関と連携し、サービス従事者の養成やスキルアップに取り組みます。 ●「島本町障害者地域自立支援協議会」を活用し、行政と事業者、事業所間の連携、困難ケースの検討を行う場を確保します。	①「喀痰吸引等研修費補助金」 実績 0事業所 受講者0人 ②町主催により障害者理解についての研修会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止。	①「喀痰吸引等研修費補助金」 実績 0事業所 受講者0人 ②町主催により島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催。行政と事業者、事業所間の連携、困難ケースの検討を行う場を確保した。	①「喀痰吸引等研修費補助金」 実績 0事業所 受講者0人 (令和5年8月末時点) ②町主催により島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催。行政と事業者、事業所間の連携、困難ケースの検討を行う予定。	実施 ①事業所を対象にたん吸引等の研修費を補助する「喀痰吸引等研修費補助制度」を実施。 ②町主催により障害者理解についての研修会は、令和2~4年度はコロナの影響で中止したが、令和3年度以降、島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催することで、事業所と連携し、困難ケースの検討を行う場を開催した。	「島本町障害者地域自立支援協議会」を活用し、行政と事業者、事業所間の連携、困難ケースの検討を行う場を確保していく。	福祉推進課

4-2-(2) 地域生活を支援する福祉サービスの充実

⇒第3次障害者計画冊子 P25、26

① 地域生活支援拠点等施設の整備と活用	●通所機能と短期入所・相談支援機能等を併せ持ち、地域生活支援の中核となる「地域生活支援拠点等施設」を整備します。 ●拠点施設においては、相談、ひとり暮らしやグループホームの利用に向けた宿泊体験、緊急時の受け入れ、サービス利用のコーディネート等の機能により、障害者(児)の地域生活を支援します。	拠点施設において、相談、ひとり暮らしやグループホームの利用に向けた宿泊体験、緊急時の受け入れ、サービス利用のコーディネート等の機能により、障害者(児)の地域生活を支援。	拠点施設において、相談、ひとり暮らしやグループホームの利用に向けた宿泊体験、緊急時の受け入れ、サービス利用のコーディネート等の機能により、障害者(児)の地域生活を支援。	拠点施設において、相談、ひとり暮らしやグループホームの利用に向けた宿泊体験、緊急時の受け入れ、サービス利用のコーディネート等の機能により、障害者(児)の地域生活を支援。	実施 平成31年4月に地域生活支援拠点等施設を整備した。施設活用に向け、運営法人と連携し、必要な手続きを実施した。	拠点施設を十分に活用し、障害者へのサポート機能の強化を図る。	福祉推進課
② 障害福祉サービスの充実	●関係機関・事業所の連携のもと、障害福祉計画に基づき、「障害福祉サービス」の提供体制の充実を図ります。 ●各サービス事業所において、重症心身障害や強度行動障害等の重度障害者の利用にも対応できるよう、サービス提供体制や支援内容の充実を図ります。	①自立支援給付サービスを実施。 5億7,228万円	①自立支援給付サービスを実施。 6億2,790万円	①自立支援給付サービスを実施。 6億3,330万円(予算額)	実施 ①障害者総合支援法に基づく自立支援給付(障害福祉サービス)の提供を行った。 ②平成30年度からの総合支援法改正(就労定着支援・自立生活援助等の実施)に対応。	今後も関係機関と連携し、制度の円滑な実施を図る。	福祉推進課
		①「喀痰吸引等研修費補助金」 ②日中一時支援事業「医療的ケア対応特別加算」の給付。 ③重度重複障害者(身体障害1・2級かつ療育A所持)を受入れた生活介護事業所に対し、補助金を交付する「重度重複障害者支援事業補助金」により、補助を行っている。 ④短期入所事業所において、利用者の急病や災害発生等の緊急時に備えるために、職員を複数名配置するなど、体制整備を行った事業所に対し補助金を交付する「短期入所安心配置事業補助金」により、補助を行っている。	①「喀痰吸引等研修費補助金」 ②日中一時支援事業「医療的ケア対応特別加算」の給付。 ③重度重複障害者(身体障害1・2級かつ療育A所持)を受入れた生活介護事業所に対し、補助金を交付する「重度重複障害者支援事業補助金」により、補助を行っている。 ④短期入所事業所において、利用者の急病や災害発生等の緊急時に備えるために、職員を複数名配置するなど、体制整備を行った事業所に対し補助金を交付する「短期入所安心配置事業補助金」により、補助を行っている。	①「喀痰吸引等研修費補助金」 ②日中一時支援事業「医療的ケア対応特別加算」の給付。 ③重度重複障害者(身体障害1・2級かつ療育A所持)を受入れた生活介護事業所に対し、補助金を交付する「重度重複障害者支援事業補助金」により、補助を行っている。 ④短期入所事業所において、利用者の急病や災害発生等の緊急時に備えるために、職員を複数名配置するなど、体制整備を行った事業所に対し補助金を交付する「短期入所安心配置事業補助金」により、補助を行っている。	各補助金や加算制度を活用し、重症心身障害や強度行動障害者の利用に対応できるようにサービス事業所の確保に努めた。	各補助金制度の創設、周知を行い、サービス提供体制や支援内容の充実を図る。	福祉推進課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
③ 地域生活支援事業の充実	●関係機関・事業所の連携のもと、障害福祉計画に基づき、「地域生活支援事業」の提供体制の充実を図ります。	各種地域生活支援事業を実施。 4,866万円	各種地域生活支援事業を実施。 5,318万円	各種地域生活支援事業を実施。 5,580万円(予算額)	実施 地域生活支援事業として、移動支援、日中一時支援、日常生活用具給付、訪問入浴サービス、意思疎通支援(手話通訳配置、手話・要約筆記派遣)、精神障害者グループワーク、障害者スポーツ教室・大会、声の広報、障害者週間啓発事業、自発的活動支援事業などの各種事業を実施した。 ※令和2・3年度はコロナの影響で自発的活動支援事業は中止。	継続実施	福祉推進課
④ 福祉用具の給付	●補装具費の支給、日常生活用具の給付を行います。 ●日常生活用具については、新たな機器の開発や、障害者の生活実態・ニーズに対応し、適宜、対象品目や給付限度額等の見直しを行います。	①補装具費の支給・修理を実施。 56件・374万円 ②日常生活用具給付事業を実施。 685件・631万円 ③軽度難聴児補聴器交付事業を実施。 0件	①補装具費の支給・修理を実施。 62件・571万円 ②日常生活用具給付事業を実施。 710件・725万円 ③軽度難聴児補聴器交付事業を実施。 0件	①補装具費の支給・修理を実施。 46件・339万円(令和5年8月末時点) ②日常生活用具給付事業を実施。 329件・347万円(令和5年8月末時点) ③軽度難聴児補聴器交付事業を実施。 0件(令和5年8月末時点)	実施 ①身体障害者・児に対し、車いす、装具、補聴器などの補装具を支給・修理を行った。 ②障害者・児に対し、日常生活用具の給付を行った。	今後も、技術革新や当事者のニーズ等に対応し、対象品目や給付基準額・耐用年数の見直しを検討する。	福祉推進課
⑤ 介護保険サービスとの連携	●高齢の障害者に対し、介護保険制度や介護予防・日常生活支援総合事業による介護サービス、介護予防サービスを提供します。 ●介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」の提供について、事業者への働きかけや障害者・家族への情報提供等を行います。	①介護保険制度を円滑に運用し、介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる障害者へのサービス提供に努めた。 ②平成30年度法改正により、共生型サービス制度が開始。事業所へ周知した。	●新型コロナウイルス拡大防止の観点から、障害者週間作品展を中止したが、町内在住の障害者が描いた絵画等の作品をホームページに掲載し、紹介した。	【高齢介護課】 介護保険制度を円滑に運用し、介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる障害者へのサービス提供に努める。 【福祉推進課】 障害者・家族へ介護サービスや障害福祉サービスについて個別に情報提供を行った。	実施 平成30年度法改正により、共生型サービス制度が開始。高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに位置づけ。具体的には介護保険又は障害福祉いずれかの指定を受けている事業所が、もう一つの制度における指定も受けやすくするもの。 町内の日中活動系事業所については、共生型として指定を受けた事業所はない。	必要に応じ、各事業所への働きかけを実施。	高齢介護課 福祉推進課
⑥ 難病者への福祉サービスの提供	●難病者に対し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供や補装具・日常生活用具の給付等を行います。	難病者に対する障害福祉サービス等を実施 居宅介護・・・1件 補装具・・・0件 日常生活用具・・・1件	難病者に対する障害福祉サービス等を実施 居宅介護・・・2件 補装具・・・1件 日常生活用具・・・4件	難病者に対する障害福祉サービス等を実施 居宅介護・・・1件 補装具・・・0件 日常生活用具・・・1件 (令和5年8月末時点)	実施 国の難病制度見直しに伴い、障害福祉サービス利用の対象疾患は順次拡大している。	対象者への周知啓発に努め、各種サービスを給付する。	福祉推進課

4-2-(3) 住まいの場の確保

⇒第3次障害者計画冊子 P27

① グループホームの充実	●障害者の生活の場として、共同生活援助(グループホーム)サービスの提供を行います。 ●開設費用の助成等により、町内でのグループホームの設置を促進します。	①共同生活援助サービスを提供。 17か所・34人 ②町単独補助「グループホーム開設支援事業補助金」0件	①共同生活援助サービスを提供。 18か所・36人 ②町単独補助「グループホーム開設支援事業補助金」0件	①共同生活援助サービスを提供。 17か所・35人 (令和5年8月末時点) ②町単独補助「グループホーム開設支援事業補助金」0件 (令和5年8月末時点)	実施 町内でグループホームを新設又は増設する法人に対し、上限200万円の補助金を交付する制度である「障害者グループホーム開設支援事業補助金」を活用し、グループホームの設置促進を図っている。	グループホーム開設支援補助金を活用して、事業所への働きかけを強化し、町内を中心にグループホームの確保を図る。	福祉推進課
② 地域移行の促進と施設入所支援サービスの確保	●施設入所や長期入院からの地域移行を促進するため、関係事業所と連携し、環境づくりや移行の支援、地域生活のサポート等を行います。 ●介護者の高齢化や障害の重度化等により、入所が必要な重度障害者等に対し、施設入所支援サービスの確保に努めます。	施設入所からの地域移行を支援。地域移行に向け、ケースカンファレンスを実施し、関係機関との連携に努めた。 施設入所支援を提供。 12か所・16人	施設入所からの地域移行を支援。地域移行に向け、ケースカンファレンスを実施し、関係機関との連携に努めた。 施設入所支援を提供。 12か所・17人	施設入所からの地域移行を支援。引き続き地域移行に向け、ケースカンファレンスを実施し、関係機関との連携に努める。 施設入所支援を提供。 12か所・16人 (令和5年8月末時点)	実施 施設入所からの地域移行を支援するため、関係事業所と連携している。 実施 入所対応に必要な重度障害者等に対し、施設入所支援サービスを提供した。	地域生活支援拠点等施設などの相談支援事業所と連携した地域移行のサポート体制を構築する。 また、グループホームをはじめとする地域移行の受け皿を確保に努める。 今後も入所対応を要する重度障害者の入所先の情報提供に努める。	福祉推進課 福祉推進課
③ ひとり暮らしへの支援	●自立生活援助事業所、地域生活支援拠点等施設、その他の関係機関と連携し、家事や金銭管理の支援、相談、体験機会の提供、緊急時の受け入れ等により、障害者のひとり暮らしへの移行や既存の自宅での単身生活を支援します。	相談支援事業所や社会福祉協議会等、各機関と連携し、ひとり暮らしを支援。	相談支援事業所や社会福祉協議会等、各機関と連携し、ひとり暮らしを支援。	相談支援事業所や社会福祉協議会等、各機関と連携し、ひとり暮らしを支援。	実施 平成30年度法改正により、施設やグループホームなどから一人暮らしへ移行した障害者について、一定期間巡回訪問等を行い、必要な連絡調整を行う「自立生活援助」サービスが創設。従前から、各機関と連携し、障害者の一人暮らしを支援しており、同様の対応を実施。	拠点施設やその他事業所と連携し、適切な対応を実施する。	福祉推進課
④ 公営住宅の入居支援	●町営緑地公園住宅の空き家待ち募集において、障害者・高齢者・ひとり親家庭等の福祉世帯に対し、抽選回数の増加による優先入居を行います。 ●府営住宅の福祉世帯向け募集、車いす世帯向け募集などの情報提供を行います。	①町営緑地公園住宅の空き家待ち登録(2年に1回募集)において、障害者等の福祉世帯に対し、抽選回数の増加(2回)による優先入居を実施(令和3年9月抽選会実施)。(次回は令和5年度の予定) ②府営住宅の福祉世帯向け募集、車いす世帯向け募集などの情報提供を2ヶ月に1回実施。	①町営緑地公園住宅の臨時空き家(2戸)募集において、障害者等の福祉世帯に対し、抽選回数の増加(2回)による優先入居を実施。 ②町営緑地公園住宅の空き家待ち登録は、2年に1回募集としているため、令和4年度は実施無し。 ③府営住宅の福祉世帯向け募集、車いす世帯向け募集などの情報提供を2か月に1回実施。	①町営緑地公園住宅の空き家待ち登録(2年に1回募集)において、障害者等の福祉世帯に対し、抽選回数の増加(2回)による優先入居を実施(令和5年9月抽選会実施)。(次回は令和7年度の予定) ②府営住宅の福祉世帯向け募集、車いす世帯向け募集などの情報提供を2か月に1回実施。	実施 ①町営緑地公園住宅の空き家待ち登録(2年に1回募集)において、障害者等の福祉世帯に対し、抽選回数の増加(2回)による優先入居を実施している。 ②府営住宅の福祉世帯向け募集、車いす世帯向け募集などの情報提供を実施した。	継続実施	都市計画課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
⇒第3次障害者計画冊子 P28							
① 各種手当の支給	●福祉手当等の支給と情報提供により、障害者世帯への経済的な支援を行います。	①福祉手当 56人・1,512万円 ②その他の手当等の情報提供を実施	①福祉手当 55人・1,520万円 ②その他の手当等の情報提供を実施	①福祉手当 54人・1,529万円 ②その他の手当等の情報提供を実施	実施 ①国制度の福祉手当(特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当)を支給した。 ②その他、特別児童扶養手当、重度障害者介護手当などの障害者を対象とした各種手当についても、窓口やサービス冊子、ホームページ等において案内・周知に努めた。	継続実施	福祉推進課
② 年金・扶養共済制度の周知	●障害年金をはじめとする年金制度に関する相談支援や情報提供を行います。	障害基礎年金等に関する相談支援や情報提供を実施。	障害基礎年金等に関する相談支援や情報提供を実施。 国民年金窓口、専門の「年金相談員」を配置(週5日)	障害基礎年金等に関する相談支援や情報提供を実施。 国民年金窓口「年金相談員」を配置	実施 障害者や家族に対し、障害基礎年金や特別障害給付金の受給等に関する相談支援や情報提供を行っている。 R4年度からは、企業や公的機関で年金業務従事経験のある「年金相談員」を雇用し、毎日窓口に配置している。	継続実施	保険年金課
	●保護者が死亡した場合等に、扶養している障害者に給付金を支給する「障害者扶養共済制度」の周知を行います。	障害者扶養共済制度の周知と進達等の事務を実施。 加入者11人	障害者扶養共済制度の周知と進達等の事務を実施。 加入者9人	障害者扶養共済制度の周知と進達等の事務を実施。 加入者10人	実施 保護者が死亡した場合等に障害者に給付金を支給する「大阪府障害者扶養共済制度」について、窓口やサービス冊子・ホームページ等で周知を図るとともに、進達等の事務を行った。	継続実施	福祉推進課
③ 各種減免・割引・貸付制度の周知	●税金の控除や減免、有料道路や公共交通機関の割引制度、生活福祉資金の貸付等の諸制度の周知・啓発に努めます。	障害者福祉の手引きやホームページを活用し、減免・割引・貸付等の制度を周知。	障害者福祉の手引きやホームページを活用し、減免・割引・貸付等の制度を周知。	障害者福祉の手引きやホームページを活用し、減免・割引・貸付等の制度を周知。	実施 「障害者福祉の手引き」や町ホームページ等の広報媒体を活用し、障害者が利用できる各種減免・割引・貸付制度等の周知を図った。	継続実施	福祉推進課

【基本目標5】 就労と社会参加を支援する

1. 雇用・就労

5-1-1 雇用促進・就労支援の充実

⇒第3次障害者計画冊子 P30

① 障害者雇用のための啓発	●広報や研修等により、障害者雇用の促進や障害者雇用企業への支援制度等の周知・啓発を行います。	関係機関と連携を図り、事業主への啓発に努めた。	関係機関と連携を図り、事業主への啓発に努めた。	関係機関と連携を図り、事業主への啓発に努める。	実施 障害者の職場安定を促進するため、茨木公共職業安定所、茨木雇用開発協会、島本町商工会等と連携を図り、事業主に対し雇用促進の啓発を図った。	継続実施	福祉推進課 にぎわい創造課
② 関係機関と連携した就労支援の実施	●ハローワークや高槻市障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労や資格取得、職場定着等に向けた相談支援や情報提供を行います。	就労を希望される方に制度の説明や、事業所の紹介を実施。また、障害者の就労相談を行う茨木ハローワーク、高槻市就業・生活支援センターと連携し、障害者に対する就労相談の充実にも努めた。	就労を希望される方に制度の説明や、事業所の紹介を実施。また、障害者の就労相談を行う茨木ハローワーク、高槻市就業・生活支援センターと連携し、障害者に対する就労相談の充実にも努めた。	就労を希望される方に制度の説明や、事業所の紹介を実施。また、障害者の就労相談を行う茨木ハローワーク、高槻市就業・生活支援センターと連携し、障害者に対する就労相談の充実にも努めた。	実施 必要に応じて、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターへ引継ぎを行うなどの支援を実施。	継続実施	福祉推進課
	●障害者雇用奨励金により、障害者を雇用した企業への助成を行います。	雇用奨励金を支給 7事業所・7人	雇用奨励金を支給 7事業所・7人	雇用奨励金を支給 6事業所・6人(令和5年8月末時点)	実施 障害者を雇用する事業所に対し、島本町雇用奨励金を助成し、障害者の就労促進を図った。	対象要件等の見直しを検討	福祉推進課
③ 職場体験機会の提供	●地域就労支援事業により、就労が困難な障害者等に対する相談支援を行います。	地域就労支援事業を実施 相談 95件・就労 5件 (うち障害者の相談 3件・就労0件)	地域就労支援事業を実施 相談 62件・就労4件 (うち障害者の相談4件・就労0件)	地域就労支援事業を実施 相談 18件・就労2件 (うち障害者の相談1件・就労0件) (令和5年8月24日時点)	実施 地域就労支援事業を実施し、障害者、母子家庭、中高年齢者等で働く意欲がありながら就労できない方に対して、雇用・就労支援を行った。	継続実施	にぎわい創造課
	●「障害者庁内職場実習事業」等により、就労をめざす障害者に職場体験・実習の機会を提供します。	就労移行支援事業所と調整し、障害者庁内職場実習を実施。 事務補助(4名 15日間)	就労移行支援事業所と調整し、障害者庁内職場実習を実施。 ※令和4年度から支援学校在校生も実習に参加できるように対象に追加 事務補助(2名 8日間)	就労移行支援事業所と調整し、障害者庁内職場実習を実施。	実施 庁内で障害者を実習生として受け入れる「障害者庁内職場実習事業」を平成28年度に開始し、受入を実施している。	実習先や実習内容の充実に取り組む。	福祉推進課
④ 就労移行支援・就労定着支援事業の活用	●障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業・就労定着支援事業を活用し、就労のための訓練や相談、職場探し、職場定着等への支援を行います。	①就労移行支援事業を実施 12か所・19人 ②就労定着支援事業を実施 5か所・8人	①就労移行支援事業を実施 13か所・15人 ②就労定着支援事業を実施 7か所・8人	①就労移行支援事業を実施 13か所・13人 ②就労定着支援事業を実施 7か所・8人 (令和5年8月末時点)	実施 平成30年度から、就労移行支援等を経て一般就労した障害者を対象に、職場定着のための相談支援を行う「就労定着支援」サービスが開始。制度や事業者の周知を行い、職場定着の支援を実施。	継続実施	福祉推進課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

5-1-(2) 福祉的就労の場の確保

⇒第3次障害者計画冊子 P30

① 就労継続支援の充実	●町内の就労継続支援事業所との連携を中心に、一般事業所への就労が困難な障害者を対象に就労機会の提供や知識・能力向上のための訓練を行います。	①就労継続支援事業を実施 A型: 23か所・23人 B型: 21か所・60人	①就労継続支援事業を実施 A型: 21か所・29人 B型: 26か所・65人	①就労継続支援事業を実施 A型: 19か所・27人 B型: 23か所・64人 (令和5年8月末現在)	実施 町立やまぶき園閉園の際には、地域福祉支援センター島本への円滑な移行に向け、両法人と連携を図った。 障害者の就労機会確保のため、サービスを提供に努めている。	継続実施	福祉推進課
② 地域活動支援センターの運営支援	● 障害者が日中に通所し、就労する場として、「地域活動支援センター」への運営支援を行います。	地域活動支援センター(Ⅲ型)である島本障害者共働作業所に、運営費用の助成を実施。 利用者 5名	地域活動支援センター(Ⅲ型)である島本障害者共働作業所に、運営費用の助成を実施。 利用者 4名(登録者6名)	地域活動支援センター(Ⅲ型)である島本障害者共働作業所に、運営費用の助成を実施。 利用者 4名(登録者6名)(令和5年8月末時点)	実施 障害者が日中に通い、働き、活動する場として島本町障害者共働作業所に引き続き運営助成を実施。	継続実施	福祉推進課
③ 障害者施設等からの優先調達の推進	●庁内各部署の連携・協力により、「障害者優先調達推進法」に基づく障害者施設等からの物品や役務の調達を推進します。	優先調達法に基づき庁内の調達を推進 件数: 28件 金額: 1,824,932円	優先調達法に基づき庁内の調達を推進 件数: 24件 金額: 1,996,400円	優先調達法に基づき庁内の調達を推進	実施 優先調達法が施行されたH25年度以降、町の年間調達額は当初の数千万円から近年は200万円程度まで増加している。 発注内容も、当初は物品購入中心だったが、各部署への働きかけや調整により、清掃・草刈り・自転車回収・広報宅配等の定期的な委託を増やしてきている。	物品調達や役務の発注拡充に向け、庁内各部署に働きかける。 近年の優先調達額を維持・向上させつつ、障害者就労施設等が供給できる物品や役務の特性を踏まえて、推進に努めるものとする。	福祉推進課
④ 工賃水準向上に向けた支援	●関係事業所と連携し、製品の開発やPR、販路拡大、製品を展示・販売する場や機会の確保等、工賃水準向上に向けたさまざまな取組を支援します。	①啓発事業における障害者施設製品の活用については、コロナの影響により実施しなかった。 ②障害者週間ふれあいバザールについては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 ③ふれあいセンター内の授産製品展示コーナーで各事業所の授産製品等を紹介。 ④製品や受託業務の内容を周知するため、「障害者施設製品・受託業務紹介パンフレット」を作成し、SNSでの周知や、町内各所で配布を行った。 ⑤障害者スポーツ大会の賞品で各事業所の授産製品を使用した。	①啓発事業における障害者施設製品の活用については、コロナの影響により実施しなかった。 ②障害者週間ふれあいバザールを農林業祭・手作りコミュニティ市と同時開催。 ③ふれあいセンター内の授産製品展示コーナーで各事業所の授産製品等を紹介。 ④製品や受託業務の内容を周知するため、「障害者施設製品・受託業務紹介パンフレット」を作成し、SNSでの周知や、町内各所で配布を行った。 ⑤障害者スポーツ大会の賞品で各事業所の授産製品を使用した。	障害者週間ふれあいバザールを開催。 ふれあいセンター内の授産製品展示コーナーで各事業所の授産製品等を紹介。 製品や受託業務の内容を周知するため、「障害者施設製品・受託業務紹介パンフレット」を作成し、SNSでの周知や、町内各所で配布を行った。 障害者スポーツ大会の賞品で各事業所の授産製品を使用した。	実施 9月の自殺予防週間・12月の障害者週間の街頭PR用の配布物品や、障害者スポーツ大会の賞品として、町内障害者施設の製品を購入している。 ※街頭PRについては、令和2~4年度は、コロナの影響で中止している 障害者週間の啓発のほか、事業所や製品のPR、工賃向上などを目的として、町内通所施設の参加のもと障害者週間ふれあいバザールを開催。 ※令和2・3年度は、コロナの影響で中止している	障害者施設製品等紹介冊子等を活用し、販路の拡大等、工賃向上に向けた支援を継続する。	福祉推進課

2. 生きがい・社会参加

5-2-(1) スポーツ・文化活動の促進

⇒第3次障害者計画冊子 P31

① ふれあいスポーツ教室・大会の実施	●障害者(児)を対象としたふれあいスポーツ教室・大会を開催し、スポーツ活動や交流の機会を提供します。	ふれあいスポーツ教室・大会を開催。 教室6回・78人 コロナの影響により、予定していた教室・大会の一部を中止。	ふれあいスポーツ教室・大会を開催。 教室 16回・180人	ふれあいスポーツ教室・大会を開催。	実施 障害者・児を対象とした「島本町ふれあいスポーツ教室・大会」を開催した。 スポーツ事業のさらなる拡充に向け、委託方法の見直しを行い、町内の法人に委託することで、町障害者スポーツの活性化を図っている。 賞品には障害者事業所の授産製品を使用。	内容について、さらに需要の高い内容を目指し、町内障害者スポーツ活性化を目指していく。	福祉推進課
② スポーツ活動の支援	●大阪府障がい者スポーツ大会等、広域で開催されるスポーツ大会・イベントへの参加を支援します。	①②ともに、コロナの影響により中止されている。 ①府大会 ②全国大会 ③パ'リオリ'ック開催にあたり、聖火イベントを実施。	①府大会 参加選手16名 送迎等により、大会参加を支援した。 ②全国大会 参加選手1名	①府大会 参加選手10名 送迎等により、大会参加を支援した。 ②全国大会 参加選手1名	実施 ①毎年開催される「大阪府障がい者スポーツ大会」(府大会)について、団体・選手への情報提供、事前練習の用具貸出、車両による送迎、町職員随行、大会結果の広報掲載などの参加支援を行っている。 ②府大会で優秀な成績を修めた選手が選ばれる「全国障がい者スポーツ大会」(全国大会・毎年団体開催地で開催)についても、参加選手への情報提供等の支援を行っている。 ※①②は令和2・3年度はコロナの影響により中止 ③令和3年度はパ'リオリ'ック開催にあたり、聖火イベントを実施。	府大会への参加支援については、従前から送迎等の手厚い参加支援を行っており、毎年多くの参加者を確保している。町教室等競技に親しんだ人のステップアップの場(成果発表の場)と位置付け、今後も支援を継続する。	福祉推進課
		●用具の貸出や当事者団体への事業補助等により、障害者やその家族による自主的なスポーツ活動を支援します。	①施設利用料減免、スポーツ用具貸出などにより、サークル等によるスポーツ活動を支援。 ②当事者団体への事業補助を行う「障害者自発的活動支援事業補助金」により活動を支援しているが、令和3年度については新型コロナウイルス拡大防止の観点から、事業中止としている。	①施設利用料減免、スポーツ用具貸出などにより、サークル等によるスポーツ活動を支援。 ②当事者団体への事業補助を行う「障害者自発的活動支援事業補助金」により活動を支援している。	①施設利用料減免、スポーツ用具貸出などにより、サークル等によるスポーツ活動を支援。 ②当事者団体への事業補助を行う「障害者自発的活動支援事業補助金」により活動を支援している。	実施 ①自主的にスポーツ活動に取り組む当事者団体・サークルに対し、スポーツ用具の貸出、情報提供、施設利用料の減免などにより活動を支援した。 ②「自発的活動支援事業補助金」を創設し、補助金を交付。	日常的にスポーツに取り組める環境づくりを進めるため、自主的なスポーツ活動への支援を今後も進める。

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
	●総合型地域スポーツクラブや各種競技団体等と連携し、障害者が参加できるスポーツ環境の充実に努めます。	①総合型地域スポーツクラブの活動を支援した。 ②各スポーツ教室・イベント等において、障害者の参加への配慮に努めた。	①総合型地域スポーツクラブの活動を支援した。 ②申込フォームによる申し込みの事業では、特記事項項目を設け、配慮が必要な場合の深刻も行えるようにした。	①事業の実施にあたり、障害者の参加があった場合の対応等の配慮に努めるよう指導・支援する。 ②事業の実施にあたり、障害者の参加があった場合の対応等の配慮に努める。	実施 ①事業の実施にあたり、障害者の参加があった場合の対応等の配慮に努めるよう指導した。 ②各スポーツ教室・イベント等において、障害者の参加への配慮に努めた。	障害者も地域住民と一緒に楽しめるスポーツ環境づくりをめざし、関係部局・団体との連携強化を進める。	生涯学習課
③ 文化・芸術活動の支援	●作品展の開催や当事者団体への事業補助等により、障害者の文化・芸術活動の支援に努めます。	新型コロナウィルス拡大防止の観点から、障害者週間作品展を中止。町内で活動している障害者・者のサークル活動の様子をSNSを使って紹介。障害者自発的活動支援事業補助金は実施なし。	新型コロナウィルス拡大防止の観点から、障害者週間作品展を中止したが、町内在住の障害者・者が描いた絵画等の作品をホームページに掲載し、紹介した。	障害者週間に合わせ、町内在住の障害者・者の文化・芸術活動の支援ができるよう努める。	実施 12月の障害者週間に際し、障害者が自ら制作した絵画などの作品や町内で活動している障害者・者のサークル活動の様子をSNSを使って紹介。障害者・者の文化・芸術活動の支援に努めた。	当事者団体への事業補助や作品の紹介などにより、障害者の文化・芸術活動の支援に努める。	福祉推進課

5-2-(2) 生涯学習の推進

⇒第3次障害者計画冊子 P31

① 図書館サービスの充実	●点字図書、大型活字図書、録音資料、手話・字幕付き映像資料等の充実を図るとともに、障害者が利用しやすい環境整備に努めます。	町立図書館の映像資料等の充実を図った。 ①点字図書 63冊 ②大型活字図書 235冊 ③視聴覚資料 8,639点 ④Lしブック 12冊	町立図書館の映像資料等の充実を図った。 ①点字図書 61冊 ②大型活字図書 235冊 ③視聴覚資料 8,659点 ④Lしブック 14冊	町立図書館の映像資料等の充実を図った。 ①点字図書 72冊 ②大型活字図書 241冊 ③視聴覚資料 8,710点 ④Lしブック 19冊	実施 町立図書館において、視覚障害者のための点字図書・大型活字図書・視聴覚資料の充実を図った。 また、障害のある方からのレファレンス(図書資料に関する相談・助言・検索や提供)に対応した。	今後も資料の充実を図る。	生涯学習課
② 生涯学習機会の充実	●教室・講座等において、障害者の参加に配慮するとともに、障害者への理解を深める内容についても検討します。	手話通訳及びケリヤホール内に車いすスペースを配置し、成人祭開催。 また、令和3年度は令和3年6月23日から手話教室を実施した(定員15名)。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度文化祭事業は開催中止。	手話通訳及びケリヤホール内に車いすスペースを配置し、二十歳のつどい開催。 また、令和4年度は令和4年5月25日から手話教室を実施した(定員15名)。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度文化祭事業は、規模を縮小して開催した。	①二十歳のつどいの開催時に、手話通訳を配置するなど、障害者の参加への配慮に努めた。 ②なお、令和5年度文化祭事業は、模擬店を開催しないため、身障者用駐車場は通常開催時と同様の位置に確保し、障害者の参加への配慮に努めた。 ③青少年権教育事業において、手話教室を開催した。	実施 ① 二十歳のつどいの開催時に、手話通訳を配置するなど、障害者の参加への配慮に努めた。 ② 二十歳のつどい及び文化祭の開催時に、ケリヤホール内に車いすスペースを確保し、障害者の参加への配慮に努めた。また、他の事業においても、車いすの来場者があった場合にはすぐ対応できるよう余裕のある配慮にした。 ③ 青少年権教育事業において、手話教室を開催した。	継続実施	生涯学習課

5-2-(3) 当事者活動への支援

⇒第3次障害者計画冊子 P32

① 障害者団体・サークル等への支援	●団体運営や自主事業への補助、施設利用料の減免、相談・情報提供等により、障害者団体やサークルの活動を支援します。	①当事者活動を支援する「自発的活動支援事業補助金」は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から補助事業を中止。 ②障害当事者・家族の団体については、ふれあいセンター利用料の減免(全額減免)を実施。	①当事者活動を支援する「自発的活動支援事業補助金」を実施。 ②障害当事者・家族の団体については、ふれあいセンター利用料の減免(全額減免)を実施。	①当事者活動を支援する「自発的活動支援事業補助金」を実施。 ②家族会等の活動を支援。 ③奇数月に1回「こころの健康家族教室」を開催。	実施 ①当事者活動を支援する「自発的活動支援事業補助金」により、当事者サークル等による自発的活動への事業補助として上限5万円を補助し、自発的活動を支援している。 ②障害者団体へふれあいセンター利用料の全額減免を実施した。	補助金制度や利用料減免などにより、障害者団体のさまざまな自主活動の取組の充実に努める。	福祉推進課
② 家族への支援	●障害者の家族への相談支援、情報提供の充実を図ります。 ●家族会等の活動を支援します。	①家族への相談支援・情報提供を実施。 ②家族会等の活動を支援。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、可能な範囲で「こころの健康家族教室」を開催。今年度4回実施。	①家族への相談支援・情報提供を実施。 ②家族会等の活動を支援。 ③新型コロナウイルス感染症の状況を見つ「こころの健康家族教室」を開催。	①家族への相談支援・情報提供を実施。 ②家族会等の活動を支援。 ③奇数月に1回「こころの健康家族教室」を開催。	実施 ①福祉推進課、島本町障害者基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所において、障害者の家族に対する情報提供や相談支援を実施した。 ②運営助成や施設減免などにより、家族会や家族も参加する障害者団体・サークルの活動を支援した。 ③福祉推進課で行う「こころの健康家族教室」を開催し、情報提供、会合への参加などの支援を実施した。	家族会や障害者サークル等は、会員の高齢化や運営規模の小ささが課題であり、活動の活性化や新規メンバー加入などのため、引き続き支援を行う。	福祉推進課

5-2-(4) 行政への参画

⇒第3次障害者計画冊子 P32

① 障害者の意見を聴く機会の確保	●会議への参画、パブリックコメント(意見募集)やアンケート調査の実施等により、各種計画の策定やまちづくりに関して、障害者の意見を聴く機会の確保に努めます。	①障害者団体との懇談については、コロナ禍のため実施していない。 ②審議会への障害者・家族の参画	①障害者団体との懇談については、コロナ禍のため実施していない。 ②審議会への障害者・家族の参画	①障害者団体との懇談については、今後の懇談の開催方法などについて検討する。 ②審議会への障害者・家族の参画	実施 障害者団体との懇談の場を設けるほか、総合計画審議会・障害者施策推進協議会・住民福祉審議会などの審議会には障害者団体代表が参画している。また、重要な計画の策定時にはアンケートやパブリックコメントを実施している。	継続実施	福祉推進課
------------------	---	--	--	--	--	------	-------

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
② 障害者の投票支援	●音声版選挙公報の送付、投票所への手話通訳の配置、郵便投票や点字投票への対応等、障害者が選挙で投票しやすい環境整備を進めます。	音声版選挙公報、手話通訳の配置、点字投票など障害者の投票支援に努めた。	音声版選挙公報、筆談用ボードの配置、点字投票など障害者の投票支援に努めた。	音声版選挙公報、筆談用ボードの配置、点字投票など障害者の投票支援に努めた。	実施 下記の方法で障害者の投票支援に努めた。 ①音声版選挙公報を視覚障害者に送付。 ②投票所に手話通訳、筆談用ボードを配置。 ③郵便投票・点字投票への対応。	音声版選挙公報・郵便投票・点字投票など、障害者のための制度の周知を図るとともに、投票所の段差解消など、今後も障害者が投票しやすい環境整備に努める。	行政委員会事務局

【基本目標6】 安全・安心で、すべての人にやさしいまちをつくる

1. 情報・意思疎通支援

6-1-(1) 情報提供の充実

⇒第3次障害者計画冊子 P33, 34

① 広報媒体の充実	●広報誌・ホームページ・フェイスブック・ケーブルテレビ等の多様な広報媒体を活用し、障害特性に配慮した分かりやすい伝え方など、障害者がより情報を受け取りやすくなるよう工夫し、サービスや制度、イベント等の情報提供を行います。	ユニバーサルデザインの考えを踏まえ、さまざまな障害特性に配慮した分かりやすい内容・表現の広報活動に努めた。	ユニバーサルデザインの考えを踏まえ、さまざまな障害特性に配慮した分かりやすい内容・表現の広報活動に努めた。	引き続きユニバーサルデザインの考えを踏まえ、さまざまな障害特性に配慮した分かりやすい内容・表現の広報活動に努める。	実施	ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、広報誌・ホームページ・SNSなどの広報媒体において、さまざまな障害特性に配慮した分かりやすい内容・表現に努めている。	各広報媒体においては、引き続き様々な障害特性に配慮したわかりやすい内容表現に努める。	政策企画課
② 福祉サービス・制度の情報提供の充実	●障害者・難病者が利用できる制度・サービスをまとめたサービス冊子「障害者福祉の手引き」を適宜更新して発行し、窓口等で配布します。 ●町ホームページにおける福祉サービス・制度に関する掲載情報の充実を図ります。	①福祉の手引き・ホームページを随時更新。 ②事業所ガイドブックを随時更新。	①福祉の手引き・ホームページを随時更新。 ②事業所ガイドブックを随時更新。	①福祉の手引き・ホームページを随時更新。 ②事業所ガイドブックを随時更新。	実施	サービス冊子『障害者福祉の手引き』を随時改訂するとともに、町ホームページの情報内容の拡充・更新に努めた。 サービス事業所の情報を利用者に分かりやすく伝えるため、施設写真やサービス内容・対象・開設時間などを記載した『障害福祉サービス等の事業所ガイドブック』を新たに発行。その後も随時改訂している。	継続実施	福祉推進課
③ 視覚障害者への情報提供の充実	●声の広報事業（音声版広報の発行）により、広報しまもと等の内容を朗読してCDに録音し、視覚障害者の自宅に郵送します。また、パソコン利用者への利便を図るため、町ホームページへの音声データの掲載を検討します。	①声の広報事業（音声版広報の送付）を実施。 利用者3人	①声の広報事業（音声版広報の送付）を実施。 利用者4人	①声の広報事業（音声版広報の送付）を実施。 利用者4人（令和5年9月末時点） ②声の広報音声データのHP掲載に向けた検討・調整を実施。	一部実施	視覚障害者を対象に、音声版広報（CD）を郵送する「声の広報」事業を引き続き実施した。	町ホームページへの広報音声データ掲載について、引き続き検討・準備する。	福祉推進課
	●視覚障害者に対し、拡大読書器、活字文書読み上げ装置、ポータブルレコーダー等の情報支援機器（日常生活用具）を給付します。	視覚障害者に対し情報支援機器を給付。	視覚障害者に対し情報支援機器を給付。	視覚障害者に対し情報支援機器を給付。	実施	障害者日常生活用具給付事業として、視覚障害者の情報取得等を支援する機器・用具を給付している。（情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、ポータブルレコーダー、活字文書読み上げ装置、拡大読書器など） 令和元年度から「地デジ対応ラジオ」を品目に追加したことにより、主に災害時の視覚障害者の情報収集機能の強化に努めた。	今後も、技術革新や当事者のニーズ等に対応し、対象品目や給付基準額・耐用年数の見直しを検討する。	福祉推進課
④ 聴覚障害者への情報提供の充実	●各種冊子において、音声版の作成や音声コードの導入を検討します。	音声コード作成に関する情報収集・研究に努める。	—	—	検討中	音声コード作成に関する情報収集・研究に努めた。	引き続き検討	福祉推進課
	●ケーブルテレビの町広報番組「しまもとプラザ」において、手話・文字による放送を行います。	町広報番組「しまもとプラザ」は、令和元年度末で放送終了	—	—	—	完了、ほぼ完了	町広報番組「しまもとプラザ」は、令和元年度末で放送終了。	—
⑤ インターネットによる情報提供の充実	●聴覚障害者に対し、ファックス、字幕・手話通訳放送の受信装置等の情報支援機器（日常生活用具）を給付します。	聴覚障害者に対し情報支援機器を給付。	聴覚障害者に対し情報支援機器を給付。	聴覚障害者に対し情報支援機器を給付。	実施	障害者日常生活用具給付事業として、聴覚障害者の情報取得等を支援する機器・用具を給付した。（聴覚障害者用屋内信号装置、ファックス、文字放送チューナーなど）	今後も、技術革新や当事者のニーズ等に対応し、対象品目や給付基準額・耐用年数の見直しを検討する。	福祉推進課
	●町ホームページ・フェイスブック等の掲載情報の充実を努めます。	情報の充実をめざし町ホームページのリニューアルを実施し、説明会や研修会の中でホームページを作成・管理する上でのアクセシビリティに関する説明を行った。	説明会や研修会の中でホームページを作成・管理する上でのアクセシビリティに関する説明を行った。	説明会や研修会の中でホームページを作成・管理する上でのアクセシビリティに関する説明を行った。	実施	ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格であるJISX8341-3:2016に対応した文字拡大機能、音声化利用しやすい表現チェック機能により、視覚障害者等に利用しやすいページの運営を行っている。また、町ホームページのリニューアル及びウェブアクセシビリティに関する日本工業規格であるJISX8341-3:2016に準拠しているかのアクセシビリティテストを実施している。	引き続き、JISX8341-3:2016の達成目標であるAA準拠をめざし、ホームページの改善を行うとともに、アクセシビリティに関して研修の実施などを通じて、職員の意識改善に努める。	政策企画課
	●イベント情報や災害情報等を携帯電話やパソコンに配信するメール配信サービスを実施します。	「しまもとタウンメール」やLINEで災害情報・イベント情報等の配信を実施。	「しまもとタウンメール」やLINEで災害情報・イベント情報・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の案内等の配信を実施。	「しまもとタウンメール」やLINE、Xで災害情報・イベント情報の案内等の配信を実施。	実施	災害情報・イベント情報等の配信だけでなく、避難情報や不審者情報なども配信し、機能拡充に努めている。	継続実施	政策企画課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

6-1-(2) 意思疎通支援の充実

⇒第3次障害者計画冊子 P34

① 手話通訳による意思疎通支援	●役場に手話通訳者を配置し、手続きや相談のために来庁する聴覚障害者の意思疎通を支援します。 ●公的機関への届出・相談、医療機関の受診等の際に手話通訳者を派遣します。	①手話通訳配置 週5日・通訳活動 58件 ②手話通訳派遣 0人・0回	①手話通訳配置 週5日・通訳活動 61件 ②手話通訳派遣 2人・7回	①手話通訳配置 週5日・通訳活動 19件 ②手話通訳派遣 2人・3回 (令和5年9月末時点)	実施	①来庁舎へのコミュニケーション支援を図るため、「手話通訳者配置事業」を実施し、役場に手話通訳者1名を配置した。 ②委託により、公的機関への届出や相談、医療機関の受診などの際に手話通訳者を派遣する「手話通訳者派遣事業」を実施した。	継続実施	福祉推進課
② 要約筆記による意思疎通支援	●要約筆記ボランティアの活動を支援し、イベント等での活用を行います。 ●公的機関への届出・相談、医療機関の受診等の際にパソコン要約筆記者を派遣します。	①社協ボランティアセンターの要約筆記ボランティアの活動を支援。 ②パソコン要約筆記者派遣 1人・1回	①社協ボランティアセンターの要約筆記ボランティアの活動を支援。 ②パソコン要約筆記者派遣 0人・0回 ※令和3年9月にボランティア団体が解散	令和3年9月にボランティア団体が解散したため、要約筆記ボランティアの活動支援は実施なし。	実施	①社会福祉協議会に福祉ボランティア活動助成(補助)を行い、要約筆記ボランティアの活動を支援した。 ②委託により、「パソコン要約筆記者派遣事業」を開始した。	新たなパソコン要約筆記者の育成が必要。	福祉推進課

2. 生活環境の整備

6-2-(1) 福祉のまちづくり

⇒第3次障害者計画冊子 P35

① 公共施設のバリアフリー化	●手すりやスロープ、視覚障害者誘導用ブロック、オストメイト対応を含む多目的トイレ等の設置を進めます。 ●ユニバーサルデザインの観点から、障害特性に配慮した分かりやすい案内表示(ふりがなや点字の併記、色づかいへの配慮、文字でなく絵やマークで場所を表すなど)に努めます。	令和3年度島本町バリアフリー基本構想継続協議会を進め、バリアフリーに関する意見収集に努めた。	令和4年度島本町バリアフリー基本構想継続協議会を当面開催し、バリアフリーに関する意見収集に努めた。 ふれあいセンターにおいて、照明をLED化し、視認性を向上させる設計業務を行った。	令和5年度島本町バリアフリー基本構想継続協議会を開催し、バリアフリーに関する意見収集に努める。 ふれあいセンターにおいて、照明をLED化し、視認性を向上する工事を行う。	実施	人権文化センターにおいて車椅子対応のトイレ改修や点字紙の設置等を実施。 島本町バリアフリー基本構想に基づき、適宜バリアフリー化に努めた。	引き続き公共施設のバリアフリー化に努める。	総務・債権管理課 都市計画課
② 道路・公園のバリアフリー化	●障害者が安全で快適に移動できるよう、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、歩道のバリアフリー化を図るとともに、歩道の設置、交差点改良等の道路の整備・改善を進めます。	桜井51号線(JR島本駅西側階段)に中央手摺の設置及び、町道百山12号線自転車歩行者道新設など、道路の新設・改善を実施した。	・町道水無瀬青葉2号幹線において路面の起伏や横断的な急勾配を解消及び舗装の補修を実施。 ・町道百山12号線において、道路の拡幅や歩行空間の整備等道路の改良工事を実施。 ・歩行者の更なる安全性の確保を目的として、町道広瀬桜井幹線において歩道の拡幅を実施。 ・起伏や横断的に急勾配の箇所がある町道水無瀬青葉1号幹線において、交通に支障をきたさない道路とするため工事の実施設計を実施。	・町道水無瀬青葉1号幹線において、起伏や横断的に急勾配を改修し、交通に支障をきたさない道路への改良を実施。 ・町道水無瀬山崎幹線において、歩行者が安全に通行できるよう歩道の凹凸部分の補修を実施。	実施	①段差解消など、歩道のバリアフリー化を図った。 ②歩道の設置、交差点改良など、道路の整備・改善を図った。	継続実施	都市整備課
		老朽化したベンチの交換などを適宜行った。	・老朽化したベンチの交換などを適宜行った。 ・水無瀬川緑地公園において、既設の複合遊具の撤去を行い、新たにユニバーサル複合遊具の設置を行った。 ・若山台公園、柳原公園に新たに健康遊具の設置を行った。 ・今後計画的に長寿命化に向けた公園整備を行い、公園利用者の安全を確保すべく「島本町公園施設長寿命化計画」を策定した。	・老朽化したベンチの交換などを適宜行った。 ・「島本町公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に長寿命化に向けた公園整備を行い、公園利用者の安全を確保した。	実施	町の管理する公園において、段差解消などのバリアフリー化や、ベンチの設置など休憩場所の確保・充実を図った。	継続実施	都市整備課
③ 住宅のバリアフリー化	●重度障害者に対し、バリアフリー化のための住宅改修費用の助成を行います。	①住宅改修助成事業 1件 ②小規模改修費の支給 1件	①住宅改修助成事業 0件 ②小規模改修費の支給 1件	①住宅改修助成事業 1件 ②小規模改修費の支給 1件 (令和5年8月末時点)	実施	①重度障害者(身体・知的)を対象に、バリアフリー化のための改修費用(最大100万円)を助成する「住宅改修助成事業」を実施した。 ②日常生活用具事業の一環として、「居宅生活動作補助用具」の給付(手すり設置など小規模改修費の支給・助成限度額20万円)を実施した。	継続実施	福祉推進課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

6-2-(2) 外出・移動の支援

⇒第3次障害者計画冊子 P36

① 自動車利用の支援	●身体障害者が自ら所有し運転する自動車の改造費用の助成を行います。 ●身体・知的・精神障害者の自動車運転免許取得費用の助成を行います。	①自動車改造助成 1件 ②免許取得助成 0件	①自動車改造助成 0件 ②免許取得助成 0件	①自動車改造助成 0件 ②免許取得助成 0件 (令和5年8月末現在)	実施	①身体障害者が自ら所有し運転する自動車の運転装置等の改造費用を助成し、社会参加を支援する「身体障害者自動車改造助成事業」を実施した。 ②身体・知的・精神障害者に対して運転免許取得費用の一部を助成する「障害者自動車運転免許取得助成事業」を実施した。	福祉推進課
② タクシー利用の支援	●タクシー・介護タクシーの利用料の軽減のため、重度障害者に対する移送サービス(タクシー代助成)を実施するとともに、チケット制の導入に取り組みます。	①移送サービス事業を実施。 利用者66人 ②償還払い方式を継続。	①移送サービス(タクシー代助成)を実施。 対象者69人・助成額1,205,800円 ②償還払い方式を継続。	①移送サービス(タクシー代助成)を実施。 対象者55人・助成額551,910円(令和5年9月末現在)	実施	町単独事業として「移送サービス事業」を実施し、重度障害者に対し、通院・通所・役場来訪等に係るタクシー料金(1日3,000円限度・月3回まで)を助成した。 チケット方式の導入を検討した結果、利用者のデメリットを鑑み、償還払い方式の継続を決定した。	福祉推進課
③ バス利用の支援	●障害者とその介助者が公共施設に出かけることを支援するため、町内の福祉巡回を行う「福祉ふれあいバス」を運行するとともに、対象者拡大の検討等、より利用しやすくする取組を進めます。	障害者等の利用対象者の外出支援(買い物、通院、公共施設の利用等)をする福祉巡回バスとして運行。	高齢者や障害者等の利用対象者の外出支援(買い物、通院、公共施設の利用等)をする福祉巡回バスを運行した。	高齢者や障害者等の利用対象者の外出支援(買い物、通院、公共施設の利用等)をする福祉巡回バスの運行を継続する。	実施	平成31年4月1日からルート3とルート4に「人権文化センター前」に停留箇所を追加。また、対象者に、特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方を追加し、同乗者に介助者を追加し、現在に至る。	高齢介護課
	●町内の路線バスについて、低床化バスを完全導入するよう、引き続き事業者に要請します。	町内路線バスでは低床化バス導入済み	町内路線バスでは低床化バス導入済み	町内路線バスでは低床化バス導入済み	完了・ほぼ完了	町内路線バスでは、低床化バスを完全導入済み。	完了
④ 外出介助サービスの実施	●障害者総合支援法に基づく移動支援(ガイドヘルパーサービス)、同行援護により、外出支援を行います。	①移動支援を実施 81人・2,793回 ②同行援護を実施 4人・191回	①交通安全教室(開催16回、参加1,466人)などを実施。 ②放置自転車等撤去を実施。(実施24回、撤去台数27台)	①交通安全教室(開催16回、参加1,390人)などを実施。 ②放置自転車等撤去を実施。(実施24回、撤去台数8台(令和5年7月末時点))	実施	①島本町交通安全推進協議会により、高槻警察署、高槻交通安全協会等の関係機関や町内の関係団体と連携し、運転者安全講習会、交通安全教室、通学路の点検、交通安全街頭PRなどを実施した。 ②放置自転車等禁止区域における放置自転車等の撤去をはじめ、不法屋外広告物の撤去、警察と連携した不法駐車防止のための啓発等を行い、駅前周辺や歩道における通行の安全確保・事故防止を図った。	福祉推進課
	●町独自事業として、通学通所支援者派遣事業を実施します。	通学通所支援者派遣事業を実施 2人・43回	通学通所支援者派遣事業を実施 4人・120回	通学通所支援者派遣事業を実施 3人・36回(令和5年8月末時点)	実施	障害児(者)の日々の通学又は通所において、単独による通学又は通所が困難な方の移動支援等のサービス実施した。	福祉推進課

6-2-(3) 交通安全対策の推進

⇒第3次障害者計画冊子 P37

① 交通安全のための環境づくり	●警察等と連携し、交通ルールやマナーの周知・徹底を図るための啓発を行います。 ●駅前周辺や歩道等において、通行の安全確保や事故防止を図るため、警察と連携した不法駐車の取締りや放置自転車等の撤去及び啓発に努めます。	①交通安全教室(開催6回、参加612人)などを実施。 ②放置自転車等撤去を実施。(実施24回、撤去台数26台)	①交通安全教室(開催16回、参加1,466人)などを実施。 ②放置自転車等撤去を実施。(実施24回、撤去台数27台)	①交通安全教室(開催16回、参加1,390人)などを実施。 ②放置自転車等撤去を実施。(実施24回、撤去台数8台(令和5年7月末時点))	実施	①島本町交通安全推進協議会により、高槻警察署、高槻交通安全協会等の関係機関や町内の関係団体と連携し、運転者安全講習会、交通安全教室、通学路の点検、交通安全街頭PRなどを実施した。 ②放置自転車等禁止区域における放置自転車等の撤去をはじめ、不法屋外広告物の撤去、警察と連携した不法駐車防止のための啓発等を行い、駅前周辺や歩道における通行の安全確保・事故防止を図った。	都市整備課
② 交通安全施設の整備	●ガードレール・カーブミラー・路面標示など、交通安全施設の施設及び維持管理を行います。 ●音響信号の設置を促進します。	①町立小学校の要望を受け、各小学校の通学路における危険箇所の交通安全施設の設置・維持管理を実施。	町立小学校の要望を受け、各小学校の通学路における危険箇所の交通安全施設の設置・維持管理を実施。	町立小学校の要望を受け、各小学校の通学路における危険箇所の交通安全施設の設置・維持管理を実施。	実施	①ガードレール、カーブミラー、路面表示などの交通安全施設の設置及び維持管理を行った。	都市整備課

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

3. 安全の確保

6-3-(1) 災害時・緊急時の支援体制の充実

⇒第3次障害者計画冊子 P38、39

① 防災意識の高揚と地域での支援体制づくり	●防災ハザードマップを更新・配布し、防災について啓発を行うとともに、危険区域や避難所等の周知に努めます。	住民への周知を図るため、「防災ハザードマップの見方」の動画を作成し、YouTube及び町ホームページに掲載した。	住民への周知を図るため、自主防災会などに出張講座等を行い、防災ハザードマップの活用方法について周知を実施。	2団体200名に出張講座を行った。(令和5年8月現在)	実施	地震・水害・土砂災害・避難所等の情報を掲載した「防災ハザードマップ」を作成・配布した。	適宜更新し、継続実施	危機管理室	
	●町防災訓練の実施や地域の防災訓練の開催支援により、住民の防災意識の高揚を図ります。また、障害者施設での避難計画の策定や訓練の開催を支援します。	①総合防災訓練の代替として、職員を対象に水防訓練を実施。 ②要配慮者利用施設の避難確保計画説明会を開催し、新規の3施設から計画の提出があった。	①総合防災訓練の代替として、職員を対象に避難所開設訓練を実施。 ②防災とボランティア訓練を縮小し、第三小学校区自主防災会を対象とした避難所開設訓練及び第一・二・四地区自主防災会及び自治会を対象に防災講演会を実施。 ③防災指導員会議を実施。	①総合防災訓練を実施予定だったが、気象警報が発表される可能性が高かったため中止した。 ②防災とボランティアを実施予定。	①総合防災訓練を実施予定だったが、気象警報が発表される可能性が高かったため中止した。 ②防災とボランティアを実施予定。	実施	①防災とボランティア訓練の防災講演会を実施した際には、手話・要約筆記ボランティアの協力を得て、障害者にも配慮したイベントの実施に努めた。 ②自主防災会等による地域での防災訓練開催を支援した。	障害者(障害者団体・事業所等)の訓練への参加促進を図る。	危機管理室 福祉推進課
	●障害者や高齢者等、すべての住民の安全確保に留意した自主防災組織の育成を進めます。	①自主防災組織の結成・運営支援を実施。組織数25 ②自主防災会等への「出張講座」を実施。	①自主防災組織の結成・運営支援を実施。組織数25 ②自主防災会等への「出張講座」を実施。	①自主防災組織の結成・運営支援を実施。組織数25 ②自主防災会等への「出張講座」を実施予定。	①自主防災組織の設立支援、資機材購入補助を実施した。 ②自主防災会・自治会等を対象にした「出張講座」を実施し、地域住民の防災意識の高揚に努めている。	実施	①自主防災組織の設立支援、資機材購入補助を実施した。 ②自主防災会・自治会等を対象にした「出張講座」を実施し、地域住民の防災意識の高揚に努めている。	全世帯における自主防災組織の加入率は約5割であるが、今後も未組織地域での設立支援に努める。	危機管理室
② 災害時の物資確保の充実	●災害時に障害者の生活や身体機能の維持に必要な資機材や食品、医薬品等を確保するため、備蓄や関係機関との連携等の取組を進めます。	障害者日常生活用具として、「人工呼吸器用自家発電機または外部バッテリー」を給付対象としている。	障害者日常生活用具として、「人工呼吸器用自家発電機または外部バッテリー」を給付対象としている。	障害者日常生活用具として、「人工呼吸器用自家発電機または外部バッテリー」を給付対象としている。	実施	災害等での停電に対応するため、日常生活用具「人工呼吸器用自家発電機または外部バッテリー」を給付対象とし、非常時の電源確保の支援を図った。	停電時の機器稼働時間を増やすため、非常用電源給付の拡充(基準額増加・複数給付等)を検討	福祉推進課	
		①避難所開設時に高齢者へ段ボールベッドを提供した。 ②マンホールトイレの困り用の TENT を購入を行う。	①避難所開設時に高齢者へ段ボールベッドを提供。 ②災害用備蓄品として高齢者食や大人用紙おむつを購入。	①避難所開設時に高齢者へ優先的に段ボールベッドを提供。 ②災害用備蓄品として高齢者食や大人用紙おむつを購入予定。	実施	①避難生活の長期化に配慮して、島本町社会福祉施設地域貢献連絡会と協定を締結し、福祉避難所の拡充に努めている。 ②簡易ベッド、オストメイトトイレなどの備蓄を実施した。	備蓄物資の拡充と合わせ、自助としての家庭での備蓄の推進を図る必要がある。	危機管理室	
③ 避難行動要支援者への支援体制の充実	●「避難行動要支援者登録制度」を適切に運用し、対象者への周知や登録、登録者名簿の更新、地域の支援機関との協定の締結等を進めます。 ●地域の支援機関と連携し、災害時に情報伝達や避難誘導、安否確認を行うための支援体制の整備に取り組みます。	①名簿を更新して、協定締結団体に対し配布する。 ②支援団体を増やすため周知を図る。	①名簿を更新して、協定締結団体に対し配布する。 ②支援団体を増やすため周知を図る。 ③茨木保健所と連携し、難病患者の個別避難計画の策定に向けた打合せを実施	①名簿を更新して、協定締結団体に配布する。 ②支援団体を増やすため周知を図る。 ③「個別避難計画」の作成に着手(茨木保健所と連携し、医療ケアを要する難病者の個別プラン策定を試行的に作成)	実施	H28年度から実施する「避難行動要支援者登録制度」を運用し、名簿の新規登録・更新、支援機関との共有を実施している。 長年の課題であった「個別避難計画」の作成にR5年度から着手し、試行的に数件作成した。→今後作成本格化をめざす	福祉事業所への作成委託等を検討し、災害リスク等から優先度の高い登録者を中心に「個別避難計画」の作成を推進していく。	福祉推進課 危機管理室	
	●防災行政無線、広報車、メール配信、ホームページ、地域の支援機関からの声かけ等、多様な情報伝達手段により、災害情報や緊急情報を迅速に伝達する体制の整備・充実を努めます。	防災関係啓発マグネットを年長者クラブ連合会に配布。	①防災関係啓発マグネットを避難所開設訓練に見学した自主防災会に配布。 ②広報に防災啓発の記事を掲載。	①広報に災害特集記事を掲載。 ②災害時情報収集マグネットシートを作成予定。	実施	災害情報ツイッター、HPの防災モードを導入するなど災害時の情報伝達方法の多チャンネル化を図った。	防災行政無線の難聴地域への対策と情報取得方法の周知を進める必要がある。	危機管理室	
⑤ 避難所の確保・充実	●指定避難所や避難地の確保と施設・設備の充実を努め、障害者や高齢者の二次的な避難施設となる福祉避難所のさらなる確保に取り組みます。 ●災害時の避難生活において、障害者に配慮した避難所運営、情報提供、意思疎通支援等を行うための体制づくりを進めます。	①施設の閉鎖等により一時避難地を2か所変更 ②福祉施設と協定を締結し、災害時の在宅要配慮者への支援強化を図った。	福祉施設との協定を継続し、災害時の在宅要配慮者への支援強化を図った。	福祉施設との協定を継続し、災害時の在宅要配慮者への支援強化を図る。	実施	避難所・避難地等を確保し、災害時の対応に備えた。 平成30年台風第21号の被害に対応して、福祉避難所を開設して対応した。	島本町社会福祉施設地域貢献連絡会と連携して、福祉避難所の円滑な開設方法を検討する必要がある。 自主防災組織と連携して、避難支援を行う体制づくりを進める必要がある。	危機管理室	
		防災部局と連携して検討を進める。	防災部局と連携して検討を進める。	防災部局と連携して検討を進める。	検討中	災害時の避難生活において、障害者に配慮した情報提供、コミュニケーション支援が図れるよう、防災部局と連携し、検討を進める。	防災部局と連携し、検討を進める。	福祉推進課	
⑥ 緊急通報システムの運営	●ひとり暮らしの重度身体障害者・高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、急病や事故等のときに電話回線を通じてセキュリティ会社に通報する緊急通報システムの運営を行います。	緊急通報装置を設置し、緊急搬送されたケースの把握・安否確認のための電話連絡を実施。 設置182件	緊急通報装置を設置し、緊急搬送されたケースの把握・安否確認のための電話連絡を実施。 設置183件(令和4年度末時点)	緊急通報装置を設置し、緊急搬送されたケースの把握・安否確認のための電話連絡を実施。 設置184件(令和5年7月末時点)	実施	緊急通報装置設置事業を実施した。	継続実施	高齢介護課	
⑦ ファックス・メールでの緊急時の通報への対応	●電話での119番通報が困難な聴覚・音声言語機能障害者等を対象に、専用ファックス用紙を配布し、火災・救急時のファックス通報に対応します。	スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービス「NET119」による通報が1件あり、救急出動にて搬送を行った。	スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービス「NET119」による通報は0件であった。	スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービス「NET119」による通報は0件である。(令和5年7月末時点)	実施	電話での119番通報が困難な聴覚・言語障害者等を対象に、緊急通報ファックス用紙を配布し、火災・救急時の通報に対応している。また、スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報できるサービス「NET119」を周知に対応している。	継続実施	消防本部	
	●電話での110番通報が困難な聴覚・音声言語機能障害者等に対し、警察のファックス110番、メール110番等の制度の情報提供を行います。	障害者福祉の手引き・ホームページにおいて、ファックス110番などの周知啓発を実施。	障害者福祉の手引き・ホームページにおいて、ファックス110番などの周知啓発を実施。	障害者福祉の手引き・ホームページにおいて、ファックス110番などの周知啓発を実施。	実施	「障害者福祉の手引き」、町ホームページにおいて、ファックス119番、ファックス110番、メール110番の制度の情報提供を行った。	継続実施	福祉推進課	

行動計画	取組内容(計画の記載内容)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	実施状況まとめ(H30~R5年度)	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

6-3-(2) 防犯・消費者保護対策の推進

⇒第3次障害者計画冊子 P39

① 防犯体制の整備	●警察・防犯委員会などと連携し、啓発やパトロールなどを行うとともに、防犯灯の設置など犯罪が発生しにくい環境づくりを進めます。	①歳末警戒パトロールを実施 ②防犯灯の設置・修繕を実施	①歳末警戒パトロールを実施。 ②防犯灯の設置・修繕を実施。	①歳末警戒パトロールを実施予定。 ②防犯灯の設置・修繕を適宜実施。	実施 ①防犯委員会、高槻警察署等との連携により、パトロールや啓発を実施した。 ②防犯灯の設置・修繕を実施した。	継続実施	危機管理室
	●不審者情報等のメール配信により、安全確保のための情報提供を行います。	「しまもとタウンメール」を運用。 町公式LINEアカウントでの配信も実施。	「しまもとタウンメール」を運用。 町公式LINEアカウントでの配信も実施。	「しまもとタウンメール」を運用。 町公式LINEアカウントでの配信も実施。	実施 不審者情報等をパソコンや携帯電話に配信する「しまもとタウンメール」を運用している。また、R2年度からLINEによる各種情報の配信も開始している。	継続実施	政策企画課
	●通学の安全確保を図るため、登下校時のメロディパトロールや安全ボランティアによる見守りを行います。	①安全ボランティアによる登下校時の見守りを実施した。 ②通学路に設置した防犯カメラの維持管理を行った。	①安全ボランティアによる登下校時の見守りを実施した。 ②通学路に設置した防犯カメラの維持管理を行った。	①安全ボランティアによる登下校時の見守りを実施した。 ②通学路に設置した防犯カメラの維持管理を行う。	実施 ①学校安全ボランティアによる登下校時の見守り活動を実施した。 ②主要な通学路に設置した防犯カメラの維持管理を行った。	継続実施	①教育推進課 ②教育総務課
② 消費者保護対策の推進	●悪徳商法等による被害を防止し、被害を受けたときの相談支援や事業者への指導等を行うため、消費生活相談等の消費者保護対策を推進します。	①消費生活相談を実施 週3回実施 ②消費啓発クイズを実施 1回	①消費生活相談を実施 週3回実施 ②消費啓発出前講座を実施 1回	①消費生活相談を実施 週3回実施 ②消費啓発出前講座を実施 1回	実施 ①悪徳商法や商品の安全性などに関する相談に応じる「消費生活相談」を週3回ふれあいセンターで実施した。 ②消費者問題について住民に啓発するため、「消費啓発出前講座」の充実に努むる。	継続実施	にぎわい創造課